

履修の手引

令和 3 (2021) 年度
徳島大学大学院創成科学研究科
地域創成専攻・臨床心理学専攻

**令和3（2021）年度 創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻
年間行事予定表**

前 期（4月1日～9月30日）

春季休業	4月1日(木) から 4月8日(木)
新入生オリエンテーション	4月2日(金)
入学式	4月6日(火)
授業開始	4月9日(金)
履修登録期間（Web 登録期間）	4月2日(金) から 4月16日(金)
履修登録確認期間（Web 修正期間）	4月19日(月) から 5月7日(金)
授業振替日（木曜日）	4月30日(金)
履修登録確認期限（履修登録修正願提出期限）	5月14日(金)
総括授業・定期試験	7月26日(月) から 8月6日(金)
夏季休業	8月12日(木) から 8月31日(火)

後 期（10月1日～3月31日）

履修登録期間（Web 登録期間）	9月22日(水) から 9月30日(木)
授業開始	10月1日(金)
履修登録確認期間（Web 修正期間）	10月1日(金) から 10月21日(木)
大学祭（休業日）	10月30日(土) から 10月31日(日)
开学記念日	11月2日(火)
履修登録確認期限（履修登録修正願提出期限）	11月5日(金)
冬季休業	12月25日(土) から 1月7日(金)
大学入学共通テスト会場設営のため休業	1月14日(金)
学位論文（修士）提出期限（3月修了）	2月2日(水)
総括授業・定期試験	1月27日(木) から 2月9日(水)
修了式	3月23日(水)
学年末休業	3月25日(金) から 3月31日(木)

目 次

担当教員一覧	1
学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	2
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）	4
修了要件について	6
履修・研究指導のスケジュール	7
履修科目の登録について	8
成績評価基準（大学院）について	13
入学前の既修得単位の認定について	14
長期にわたる教育課程の履修について	14
社会人受入のための夜間開講について	14
学生生活について	15
G I S専門学術士資格申請の要件となる履修科目について	20
臨床心理士受験資格に関する履修科目について	21
公認心理師受験資格に関する履修科目について	22
とくしま創生人材教育プログラム（COC+R プログラム）について	23
規則集	
・徳島大学大学院学則	25
・徳島大学大学院創成科学研究科規則	32
・徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻における授業科目の履修方法に関する細則	41
・徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における授業科目の履修方法に関する細則	41
・徳島大学学位規則	42
・徳島大学大学院創成科学研究科学位規則実施細則	44
・徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻修士論文審査委員に関する申合せ	46
・徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻修士論文審査委員に関する申合せ	46
・徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻学位論文審査基準	47
・徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻学位論文審査基準	47
・徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における公認心理師試験の受験資格を取得するため必要な授業科目の履修に関する細則	48
・徳島大学大学院創成科学研究科修士課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項	48

・徳島大学大学院創成科学研究科修士課程地域創成専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する申合せ	49
・徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	50
・徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する細則	50
・徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する細則	51
気象警報が発令された場合の休講措置	51
建物配置図等	52
学年暦	59

徳島大学では、皆さんのが充実した学生生活を送ることができるように、様々な支援体制をとっています。この冊子によく目を通し、有意義な学生生活を送るために参考にしてください。

なお、奨学金制度などについては学務部発行の『学生生活の手引』にも詳しく紹介されていますので、併せてよく読んでおいてください。

担当教員一覧

地域創成専攻

職名	教員氏名	研究室
教 授	饗 場 和 彦	3M16
	荒 武 達 朗	2N07
	石 田 基 広	1S18
	衣 川 仁	2N02
	佐久間 亮	2N22
	佐 藤 充 宏	2M11
	スティーヴンズ、メリディス・アン	2N03
	高 橋 晋 一	1S21
	堤 和 博	2N17
	豊 田 哲 也	1S25
	中 村 豊	1S27
	三 浦 哉	2M17
	村 上 敬 一	2N19
	矢 部 拓 也	1S23
	山 口 鉄 生	2M16
	山 口 裕 之	1N18
	山 田 仁 子	1N13
	依 岡 隆 児	2N21
准 教 授	新 田 元 規	2N04
	上 原 克 之	3M18
	掛 井 秀 一	2号-E204
	河 田 和 子	2N18
	河原崎 貴 光	2号-E205
	熊 坂 元 大	1N11
	小田切 康 彦	3M23
	佐 原 理	2号-E201
	シートゲス、オラフ	1N09
	田 口 太 郎	2号-E206
	田 中 佳	2N24
	趙 彰	3M21
	塚 本 章 宏	1S10
	内 藤 直 樹	1S28
	中 島 浩 二	2N15
	中 塚 健太郎	2M14
	山 内 曜 彦	2N10
	山 口 博 史	1S19
	吉 田 文 美	1N10
	渡 邊 克 典	1S22

臨床心理学専攻

職名	教員氏名	研究室
教 授	佐 藤 健 二	3号-3S05
	佐 藤 裕	2M10
	山 本 真由美	3号-3S06
准 教 授	内 海 千 種	3M09
	福 森 崇 貴	3号-3S08
	山 本 哲 也	3号-3S04
	横 谷 謙 次	3号-3S01
講 師	甲 田 宗 良	3号-3S02
	津 村 秀 樹	3号-3S03

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

○創成科学研究科

創成科学研究科修士課程では、次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与する。

1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力

幅広い教養と論理的思考を備え、専門分野において明確な問題意識を持ちつつ研究を進める能力に加え、科学・技術・産業・社会の諸領域において専門的な職業に従事できる高度な能力、かつ新たな価値を創成できる能力を有する。

2. 豊かな人格と教養及び自発的意欲

コミュニケーションを通して豊かな人間関係を築きながら高い倫理観・責任感を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立して行動できる。

3. 國際的発信力及び社会貢献

世界水準を目指す研究成果の発信により、地域を発展させる新たな価値の創成に貢献することができる。

◇地域創成専攻

地域創成専攻では、次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与する。

1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力

人文・社会・人間科学分野における高度な専門知識と関連領域における幅広い知識、論理的思考力を備え、総合的かつグローバルな視点に基づき、明確な問題意識を持ち専門分野における研究を進める能力に加え、地域課題の解決と、持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献できる高度な実践能力を有する。

2. 豊かな人格と教養及び自発的意欲

コミュニケーションを通して豊かな人間関係を築きながら高い倫理観・責任感を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立して行動できる。

3. 國際的発信力及び社会貢献

現代の地域や社会に見られる諸問題を人文・社会・人間科学とその関連領域の幅広い視点から的確に分析し、その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信する能力を備えるとともに、持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献する能力を有する。

◇臨床心理学専攻

臨床心理学専攻では、次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与する。

1. 学識、研究能力及び高度専門職業能力

幅広い知識と論理的思考力、総合的かつグローバルな視点を備え、臨床心理学の諸分野において

明確な問題意識を持ち研究を進める能力に加え、心の健康の回復と保持増進に係る専門的な職業に従事できる高度な能力を有する。

2. 豊かな人格と教養及び自発的意欲

コミュニケーションを通して豊かな人間関係を築きながら高い倫理観・責任感を身につけ、知性・理性及び感性が調和し、自立して行動できる。

3. 國際的研究発信力及び社会貢献

地域社会において生じている心の健康の諸問題を臨床心理学の観点から分析でき、その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信する能力を備えるとともに、心の健康の回復と保持増進に貢献できる能力を有する。

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

○創成科学研究科

創成科学研究科修士課程では、学位授与の方針で示す能力を持った人材を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施する。

1. 教育課程の編成と教育方法

(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力

専攻分野に関する高度の専門的知識と能力を修得させる授業科目、及び当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養することができる授業科目とによって教育課程を編成し、学識と研究能力及び高度専門職業能力に加え、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる能力が修得できる機会を提供する。

(2) 豊かな人格と教養及び自発的意欲

修士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、コミュニケーションを通して豊かな人格と教養及び自発的な意欲を育む機会を提供する。

(3) 国際的発信力及び社会貢献

修士論文作成に係る研究指導体制を整備した体系的な教育課程を編成し、世界水準を目指す研究成果を発信する能力及び社会に貢献できる能力が涵養できる機会を提供する。

2. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づいて厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

◇地域創成専攻

地域創成専攻では、学位授与の方針で示す能力を持った人材を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施する。

1. 教育課程の編成と教育方法

学位授与の方針を実現するために、最終的に修士論文作成に係る研究指導体制に集約できるよう整備した編成の教育課程と教育方法とする。

(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力

幅広い知識と論理的思考力を備え、総合的かつグローバルな視点に基づき研究を進め、持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献できる高度な実践能力を涵養するために、研究分野を超えた幅広い知識とグローバルな視点を修得させる授業科目、応用・実践テーマに基づく分野横断的な授業科目、論理的思考力を身につけさせる授業科目、グローバル化を含む地域課題の理解と解決に係る専門知識・技能を修得させる授業科目を体系的に編成する。

(2) 豊かな人格と教養及び自発的意欲

コミュニケーションを通して高い倫理観・責任感を身につけ、自立して行動できる能力を涵養

するために、地域のアクターとの連携に基づく実践的な課題解決型の授業科目、および幅広い知識を学ばせ視野を広げる授業科目を開設する。

(3) 国際的発信力及び社会貢献

現代の地域や社会に見られる諸問題の解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信する能力、持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献する能力を涵養するために、多面的な視点を踏まえ、学術的・社会的意義を持つ研究成果を修士論文としてまとめあげ、広く発信する能力を身につける授業科目を開設する。

2. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

◇臨床心理学専攻

臨床心理学専攻では、学位授与の方針で示す能力を持った人材を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施する。

1. 教育課程の編成と教育方法

学位授与の方針を実現するために、最終的に修士論文作成に係る研究指導体制に集約できるよう整備した編成の教育課程と教育方法とする。

(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力

幅広い知識と論理的思考力を備え、総合的かつグローバルな視点に基づき研究を進め、心の健康の回復と保持増進に主体的に貢献できる高度な実践能力を涵養するために、研究分野を超えた幅広い知識とグローバルな視点を修得させる授業科目、応用・実践テーマに基づく分野横断的な授業科目、論理的思考力を身につけさせる授業科目、心の健康の回復と保持増進に係る専門知識・技能を修得させる授業科目を体系的に編成する。

(2) 豊かな人格と教養及び自発的意欲

コミュニケーションを通して高い倫理観・責任感を身につけ、自立して行動できる能力を涵養するために、臨床心理学の理論と実践に関わる授業科目、および幅広い知識を学ばせ視野を広げる授業科目を開設する。

(3) 国際的発信力及び社会貢献

地域社会において生じている心の健康の諸問題を臨床心理学の観点から分析でき、その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信する能力、心の健康の回復と保持増進に貢献できる能力を涵養するために、多面的な視点を踏まえ研究成果を修士論文としてまとめあげ、広く発信する能力を身につけさせる授業科目を開設する。

2. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

修了要件について

大学院に2年以上在学し、以下に指定する単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

修了に必要な単位数

- 各専攻において修了に必要な単位数は下表のとおりです。

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
地域創成専攻	16単位	16単位以上	32単位以上
臨床心理学専攻	28単位	16単位以上	44単位以上

履修・研究指導のスケジュール

学年	学期	時 期	内 容
1 年	前期	4月	新入生オリエンテーション・履修ガイダンス
		4月	指導教員願の提出
		4月	履修計画の検討
		4月	地域創成プロジェクト研究の選択 ※地域創成専攻のみ
		4月	教育クラスターの選択
		4月	履修登録
		4月	研究指導計画書・報告書作成
		4～6月	研究計画の立案
		6月末	研究計画書の提出
		7月末	前期末試験
	後期	10月	履修計画の検討
		10月	履修登録
		10月	研究指導計画書・報告書作成
		1月	研究活動チェックリストの作成
		2月初	後期末試験 研究活動
		2月	研究指導計画書・報告書提出
		2月頃	修士論文中間発表会（公聴会形式）
		2月頃	地域創成プロジェクト研究成果発表会 ※地域創成専攻のみ
2 年	前期	4月	履修計画の検討
		4月	履修登録
		4月	研究指導計画書・報告書作成
		4月	研究計画書（修正版）の提出
		7月末	前期末試験
	後期	10月	履修計画の検討
		10月	履修登録
		10月	研究指導計画書・報告書作成
		1月	研究活動チェックリストの作成
		1月	研究指導計画書・報告書提出
		2月初	後期末試験
		2月初	修士論文提出及び学位請求手続き
		2月	修士論文発表会（公聴会形式）
		3月	課程修了・学位取得

履修科目の登録について

授業の履修登録は、教務システムで行ってください。指導教員の指導を受けて受講科目を決定し、研究室、図書館、総合科学部情報実習室または各自所有のパソコンから指定された日までに登録してください。操作方法は、教務システムのページ内の「マニュアル」というリンクをクリックしてダウンロードしてください。

なお、履修登録後に履修科目を変更する場合は、履修登録確認期間に教務システムから修正してください。履修登録確認期間を過ぎて変更する場合は、「受講科目登録修正願」を学務係に提出してください。

教務システム：徳島大学総合科学部 HP > 在校生の方へ > 徳島大学システムサービス一覧

<https://www.tokushima-u.ac.jp/ias/>

履修科目の選択にあたって

- ・履修する授業科目の選択に当たっては、各専攻の履修モデルを参照の上、あらかじめ定める指導教員（直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。）の指導を受けてください。

教育クラスターについて

本研究科では、産業界・社会のニーズ（重要課題）に対応した研究に基づく分野横断型教育プログラム（教育クラスター）を設定しています。学生は、原則として各専攻が履修を推奨する教育クラスターの中から、学修したいテーマに沿った教育クラスターを1つ選択し学修を進めます。

○：各専攻が履修を推奨する教育クラスター

教育クラスター	地域創成専攻	臨床心理学専攻
1. フォトニクス		
2. 防災・危機管理	○	○
3. 地域開発	○	
4. 環境・エネルギー		
5. メディカルサイエンス	○	○
6. ロボティクス・人間支援	○	○
7. データサイエンス	○	
8. 機能性材料		
9. 環境共生	○	
10. 農工連携		
11. 応用生物資源		
12. 食品科学		
13. 6次産業	○	

◇地域創成専攻

修了に必要な単位数一覧表

科 目 名	単 位 数			
	必 修	選 択	計	
研究科共通科目	研究科基盤教育科目 (データサイエンス)	2	—	4以上
	グローバル教育科目群	—	1以上	
	イノベーション教育科目群	—	1以上	
専攻基盤科目	5	—	5	
専攻専門科目	—	8以上	8以上	
教育クラスター科目	自専攻提供科目	—	※	6以上
	他専攻提供科目	—	2以上	
学位論文指導科目	9	—	9	
合 計	16	16以上	32以上	

- ・研究科共通科目の必修科目（研究科基盤教育科目）は、データサイエンス 2 単位を修得してください。研究科共通科目の選択科目は、グローバル教育科目群及びイノベーション教育科目群からそれぞれ 1 単位以上修得してください。
- ・専攻基盤科目は、地域創成論 1 単位、地域創成プロジェクト研究 3 単位、アカデミック・ライティング 1 単位、計 5 単位を修得してください。
- ・専攻専門科目は、8 单位以上を修得してください。
- ・教育クラスター科目は、選択した教育クラスターから 6 单位以上（うち自専攻以外の提供科目から 2 单位以上）を修得してください。（※）
- ・選択した教育クラスターに含まれていない他専攻の科目を修得した場合は、自由科目として計上されます。自由科目の単位は、修了に必要な単位に含めることはできません。
- ・専攻専門科目又は教育クラスター科目として、地域系科目、グローバル系科目を各 4 单位以上修得してください。
- ・学位論文指導科目は、地域創成特別演習 8 単位、領域横断セミナー 1 単位、計 9 単位を修得してください。地域創成特別演習は、指導教員の指導の下で修得することになります。

授業科目及び単位数一覧表（地域創成専攻）

科目区分	授業科目的名称	単位数		科目区分	授業科目的名称	単位数		
		必修	選択			必修	選択	
研究科 研究科 共通 科目	研究科基盤 教育科目	データサイエンス	2	地域系科目 専攻専門科目 ・教育クラス ターキ 科目	地域計画学特論	2		
	グローバル 教育科目群	国際協力論	1		地域社会特論	2		
		グローバル社会文化論	1		公共政策特論	2		
		グローバルコミュニケーションA	1		法律学特論	2		
		グローバルコミュニケーションB	1		経済学特論	2		
	イノベーション 教育科目群	グローバルコミュニケーションC	1		地域構造特論	2		
		科学技術論A	1		空間情報科学特論	2		
		科学技術論B	1		地域文化特論	2		
		科学技術論C	1		地域言語特論	2		
		科学技術論D	1		日本歴史文化特論	2		
専攻基盤科目		科学技術論E	1		アート表現特論	2		
		ビジネスモデル特論	1		映像デザイン特論	2		
		デザイン思考演習	1		空間デザイン特論	2		
専攻基盤科目	地域創成論	1			健康社会特論	2		
	地域創成プロジェクト研究	3			応用生理学特論	2		
	アカデミック・ライティング	1			福祉社会特論	2		
					行動科学	2		
					健康科学特論	2		
					健康心理学特論	2		
				グローバル 系科目	グローバル社会特論	2		
					グローバル文化特論	2		
					国際関係特論	2		
					国際経済特論	2		
					応用倫理学特論	2		
					言語コミュニケーション特論	2		
					英語圏文化特論	2		
					英語圏歴史文化特論	2		
					ヨーロッパ文化特論	2		
					アジア文化特論	2		
					日本言語文化特論	2		
					日本文化特論	2		
		学位論文 指導科目	地域創成特別演習# 領域横断セミナー#		地域創成特別演習#	8		
					領域横断セミナー#	1		

備考

- ・授業科目欄の（#）印の授業科目は、科目等履修生は履修できません。

◇臨床心理学専攻

修了に必要な単位数一覧表

科 目 名	单 位 数			計
	必 修	選 択		
研究科共通科目	研究科基盤教育科目 (データサイエンス)	2	—	4以上
	グローバル教育科目群	—	1以上	
	イノベーション教育科目群	—	1以上	
専攻専門科目	必修科目	16	—	16
	選択科目	—	8以上	8以上
教育クラスター科目	自専攻提供科目	—	※	6以上
	他専攻提供科目	—	2以上	
学位論文指導科目		10	—	10
合 計	28	16以上	44以上	

- ・研究科共通科目の選択科目は、グローバル教育科目群及びイノベーション教育科目群からそれぞれ1単位以上修得してください。
- ・専攻専門科目の選択科目は、8単位以上修得してください。
- ・教育クラスター科目は、選択した教育クラスターから6単位以上（うち自専攻以外の提供科目から2単位以上）を修得してください。（※）
- ・自由科目の単位は、修了に必要な単位に含めることはできません。
- ・選択した教育クラスターに含まれていない他専攻の科目を修得した場合は、自由科目として計上されます。
- ・学位論文指導科目は、臨床心理学特別演習8単位、臨床心理分野横断セミナー2単位、計10単位を修得してください。臨床心理学特別演習は、指導教員の指導の下で修得することになります。
- ・臨床心理士受験資格に関する履修科目について（p21）を熟読し、履修計画を立ててください。
- ・臨床心理士受験資格に関する科目のうち、必修科目については「A」の単位修得ができなければ、「B」を履修することはできません。
- ・公認心理師受験資格の取得を目指す場合は、公認心理師受験資格に関する履修科目について（p22）を熟読し、履修計画を立ててください。
- ・公認心理師受験資格の取得を目指す場合は、p22の科目のうち、公認心理師独自科目は、自由科目扱いとなり、修了に必要な単位に含めることはできません。

授業科目及び単位数一覧表（臨床心理学専攻）

科目区分		授業科目的名称	単位数			科目区分		授業科目的名称	単位数		
			必修	選択	自由				必修	選択	自由
研究科 共通 科目	研究科基盤 教育科目	データサイエンス	2			専攻 専門 科目 ・ 教育 クラスター 科目	自由 科目	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）			2
	グローバル 教育科目群	国際協力論	1					犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）※			2
		グローバル社会文化論	1					産業・労働分野に関する理論と支援の展開			2
		グローバルコミュニケーションA	1					家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）			2
		グローバルコミュニケーションB	1					心の健康教育に関する理論と実践			2
	イノベーション 教育科目群	グローバルコミュニケーションC	1					心理実践実習I ※			1
		科学技術論A	1					心理実践実習III ※			2
		科学技術論B	1					心理実践実習IV ※			2
		科学技術論C	1					心理実践実習V ※			2
		科学技術論D	1					心理実践実習VI ※			2
専攻 専門 科目 ・ 教育 クラスター 科目	必修科目	ビジネスモデル特論	1					備考			
		デザイン思考演習	1					・授業科目欄の（※）印の授業科目は、専門科目のみの授業科目を示す。			
		臨床心理学特論A ※	2					・授業科目欄の（#）印の授業科目は、科目等履修生は履修できません。			
		臨床心理学特論B ※	2								
		臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）※	2								
		臨床心理面接特論B ※	2								
		臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）※	2								
		臨床心理査定演習B ※	2								
		臨床心理基礎実習A ※	1								
		臨床心理基礎実習B ※	1								
選択 科目	選択科目	臨床心理実習A（心理実践実習II）※	1								
		臨床心理実習B ※	1								
		認知心理学特論	2								
		認知心理学特論演習 ※	2								
		生涯発達心理学特論 ※	2								
		社会心理学特論 ※	2								
		精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）※	2								
		障害臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）※	2								
学位 指導 科目	学位 指導 科目	心理療法特論 ※	2								
		臨床心理的地域援助特論 ※	2								

成績評価基準（大学院）について

徳島大学（大学院）における、成績評価基準及び成績証明書等に記載する表示（「成績表示」という。）は次のとおりです。

なお、授業科目毎の成績評価方法、基準等はシラバスに記載しています。

合否	成績表示	評価点の範囲	基 準
合 格	S (Outstanding)	100～90	科目の到達目標を充分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
	A (Excellent)	89～80	科目の到達目標を充分に達成している。
	B (Good)	79～70	科目の到達目標を達成している。
	C (Fair)	69～60	科目の到達目標を最低限達成している。
	認 (Qualified)	認定	単位認定：修了要件を満たす単位数となる。
不格	D (Fail)	59以下	科目の到達目標の項目の全てまたはほとんどを達成していない。

* 上表の到達目標とは、授業科目のシラバスに明記された到達目標を指す。

学修生活について

成績に疑義があれば、総合科学部事務課学務係に申し出てください。その他、日々の学修の中で困ったことがあれば、担当教員のほか総合科学部事務課学務係でも相談を受け付けています。

【成績の疑義申立てについて】

成績に関する疑義については、成績の通知日から1週間以内、ただし1週間後の同日が休業日である場合は、休業日明けの最初の平日までに学務係に申し出てください。

申し出後の授業担当教員の対応に疑義がある場合は、文書により根拠を明示して学務係を通じて専攻教務・入学試験委員会に申し出ることができます。ただし、疑義の申し出ができるのは、以下の場合に限るものとします。

- ① 成績の誤記入など、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの。
- ② シラバスに記載されている到達目標、成績評価方法・基準などから、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。

単位の基準について

講義及び演習は15時間、実習・実験は30時間の授業をもって1単位とします。

ただし、臨床心理学専攻の実習は45時間の授業をもって1単位とします。

入学前の既修得単位の認定について

本研究科へ入学する前に本学の大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の単位として認定を希望する者は、「単位認定申請書」を学務係に提出してください。ただし、認定できる単位数は15単位を超えることはできません。

長期にわたる教育課程の履修について

職業等を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者には、審査のうえ長期にわたる教育課程の履修を許可する制度があります。長期履修できる期間は修士課程においては4年以内で、標準修業年限2年間の授業料と同額を、許可された期間に分割して納入することとなります。希望する者は所定の期間内に申請してください。

◎申請時期

修士課程 入学手続時

第1年次の前期（7月頃掲示）

第1年次の後期（12月頃掲示）

社会人受入のための夜間開講について

近年の経済社会の発展や技術革新の進展等により、大学院に対する社会の要請が一層多様かつ高度となっており、特に社会人の再教育に対する需要は急速な高まりを見せています。

しかし、大学院において学習したいという意欲を持つつも、勤務時間の都合上昼間の学習が難しい社会人の方は多数おられます。また、企業や官公庁等の立場からも、昼間に社員等を大学院に派遣することのできないところもあります。

本研究科は、これら企業や官公庁等、また、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえるために社会人を積極的に受け入れ、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、講義を夕夜間の時間帯にも開講して社会人学生の受講に便宜を図っています。

学 生 生 活 に つ い て

事務室の窓口業務時間（各窓口共通）

【平日昼間（土・日・祝日を除く）】

8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

総合科学部事務課学務係（総合科学部1号館1階）の所掌事項

1. 学生の履修、成績管理、その他学修上の手続きに関すること

学生への連絡方法／大学の連絡先

皆さんに対する通知や連絡（講義室の変更、試験、休講、呼び出しなど）は、すべて掲示によって伝えられます。常に所定の掲示板（総合科学部学務係前）を一日に一回は必ず見るようにして、自己に不利な結果を招かないように注意してください。また、総合科学部のホームページ（<https://www.tokushima-u.ac.jp/ias/>）や、学生用教務事務システムにも主要な事項が掲載されています。

緊急連絡が必要な場合等には、学務係まで連絡してください。

総合科学部事務課学務係（総合科学部1号館1階） TEL. 088－656－7108

研究指導願の提出について

地域創成専攻・臨床心理学専攻では、主指導教員1名、副指導教員1～2名、アドバイザー教員1名からなる複数教員指導体制を取っています。主指導教員とは、直接研究指導に当たる特別演習担当の教員を指し、学生の研究テーマに関し、学位論文の作成を指導します。副指導教員は、主指導教員を補助して学生の研究指導を行います。アドバイザー教員は、直接研究指導を行わず、客観的な立場で大学における学修・生活支援を行います。なお、研究テーマに対する多角的な視点、アプローチからの助言を通して、より独創的な研究成果を生み出すため、副指導教員のうち少なくとも1名は他専攻の専任教員を選任することとしています。「研究指導願」に主指導教員・副指導教員・アドバイザー教員等の必要事項を記入し、4月の指定された日までに総合科学部学務係に提出してください。

主指導教員・副指導教員・アドバイザー教員の変更を希望する場合は、関係の指導教員等とも相談の上、1年次末までに「指導教員変更願」を学務係に提出してください。ただし、専攻長が特別に認める者についてはこの限りではありません。

研究計画書

指導教員等の指導のもと、具体的な研究計画を記した「研究計画書」を毎年度初めに作成し、1年次生は6月末までに、2年次生は4月下旬までに学務係に提出してください。

研究指導計画書・報告書

学生と指導教員等が、研究の進捗状況を相互に確認しつつ、研究を着実に成長・深化させるため、

定期的な面談の実施と、研究の過程や面談内容を記録した「研究指導計画書・報告書」の作成・提出をお願いしています。指導教員・副指導教員・アドバイザー教員との面談は、少なくとも半期に1回行い、その内容を研究指導計画書・報告書に簡潔に記録してください。研究指導計画書・報告書は、学年末（2年次生は学位論文提出時）に学務係へ提出してください。

研究活動におけるチェックリスト

研究活動が適切な手続きにより公正に進められていることを確認するため、毎年1月1日を基準日として、「研究活動におけるチェックリスト」を各自作成し、指導教員に提出してください（毎年提出が必要です）。チェックリストは指導教員が保管しますが、学位論文提出に際して指導教員から受け取り、学位論文とともに学務係に提出することになります。

研究倫理に関する教育プログラムの受講

研究倫理を遵守することは、学生を含め、研究に携わる者の社会的責任と言えます。徳島大学では、全ての学生にeラーニングによる研究倫理教育プログラム（eAPRIN）の受講を義務づけていますが、地域創成専攻・臨床心理学専攻では、4月の入学後に受講してもらう形になります。

院生研究室

修士課程の院生研究室は、学部のコース毎に準備された学生研究室に隣接する場所にあります（巻末の建物配置図を参照）。

2. 学籍管理に関すること

変更届（総合科学部事務課学務係）

身上調書に記入した事項を変更した場合は、1週間以内に届けてください。

3. 学位申請に関すること

4. 学生の休学・復学及び退学等に関する手続き

5. 講義室の管理に関すること

講義室の使用状況は、徳島大学総合科学部のホームページで確認できます。本学公認の部活動やサークル及び授業等に関する活動の場合は、教室の予約・利用が可能ですので、必ず使用予定日の前日までに学務係で申請してください。ただし、試験期間中は教室の予約・利用はできません。

6. ティーチング・アシスタントに関すること

T・A（ティーチング・アシスタント）とは

優秀な大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の待遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的としています。採用に当たっては指導教員の承認が必要です。

7. 各種証明書の発行申請

和 文 (日本語)	成績証明書※	必要とする日の3日前までに申請をしてください (土, 日, 祝日を除く)
	在学証明書※	
	修了見込証明書※	
	修了証明書	
英 文	その他の証明書 英文証明書	必要とする日の7日前までに申請をしてください (土, 日, 祝日を除く)

※在学中は、学務部（教養教育4号館1階）の証明書自動発行機にて発行可能です。

総合科学部事務課総務係（総合科学部1号館1階）の所掌事項

1. 学会参加補助費に関すること

学会参加について、1回当たり5千円程度の補助を行っています。補助については、毎年度6月、9月、12月、3月（四半期毎）に指導教員から周知・案内されることになっています。

また、総合科学部事務課総務係の掲示板にも案内が掲示されますので、確認するようにしてください。

2. 交通規制に関すること

交通事故防止のため、構内では自動車、オートバイ等の走行及び駐車、駐輪を次のように規制しています。

- 許可車を除く、自動車、オートバイの構内走行を禁止しています。
- オートバイ、自転車はそれぞれ指定の場所に駐輪してください。

交通が不便で、かつ通学距離が片道10km以上で公共交通機関による通学が著しく不便である者等は、所定の期間内に駐車許可申請書を総合科学部事務課総務係（1号館1階）へ提出してください。審査のうえ駐車許可証を交付します。

◎ 自動車駐車許可申請の掲示 4月上旬

学務部（教養教育4号館1階）の所掌事項

1. 各種証明書

学校学生生徒旅客運賃割引証※、通学証明書、学生証、健康診断証明書
※証明書自動発行機にて発行可能です。

学生証の交付

学生証は、本学の学生であることの証明です。常に携帯して、紛失等には十分気をつけてください。学生証を所持していないと、講義室、研究室、図書館、情報センターなどの本学施設が利用で

きなかつたり、証明書等の交付や試験が受けられない場合があります。紛失した場合には、直ちに学務部教育支援課教務・情報係（教養教育4号館1階）へ届け出て再交付を受けてください。

2. 各種奨学生に關すること

人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であり、大学院において研究を継続するために、奨学生が必要と認められる学生に対しては、選考のうえ、日本学生支援機構から奨学生が貸与されます。また、その他の奨学生募集についてもそのつど掲示します。教務システムの「お知らせ」や掲示板をこまめに確認し、見落としのないよう注意してください。大学院において第一種奨学生の貸与を受けた学生であり、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者に関しては、専攻分野に関する論文やその他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより、貸与期間終了時に返還免除が受けられる場合があります。

なお、奨学生制度などについては学務部発行の『学生生活の手引』にも詳しく紹介されていますので、併せてよくお読みください。

3. 入学料及び授業料免除に關すること

経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、人物・学業成績ともに優れていると認められる者には、選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。授業料免除を希望する学生は、申請書類をご準備のうえ、所定の期間内に提出してください。

※申請期間等については、本学ホームページ、教務システムのお知らせ等で通知します。

申請期間を過ぎてからの受付はできませんので、ご注意ください。

4. 学生の健康管理に關すること

総合相談部門は、学生からのあらゆる相談、修学・履修、進路・就職、人間関係、精神的な問題、法律関係やキャンパス・ハラスメントなど、悩みや問題が大きくなる前に、お話を聞きながら少しでも悩みや問題が軽減できるよう一緒に考えていきます。秘密は厳守されますので、安心して相談してください。

(教養教育5号館1階) 開室時間：月～金 8:30～17:15

TEL. 088-656-7637 メール hscc.counseling@tokushima-u.ac.jp

5. 学生教育研究災害傷害保険に關すること

この保険は、学生が教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害（ケガ）を被った場合の災害補償制度です。（詳しくは約款によります）

事故発生の日から30日以内に事故通知報告用紙（学生支援係にあります）により保険会社へ通知が必要ですので、必要事項を記入のうえ、学生支援係へ提出してください。

6. 学生の就職に關すること

附属図書館について (<https://www.lib.tokushima-u.ac.jp/>)

本学常三島キャンパスに本館、蔵本キャンパスに蔵本分館があり、相互に連携を保ちながら、本学の教育・研究の自主学習の場として幅広く利用されています。

◎開館日・開館時間……授業期間中は原則として毎日開館しています。

	授業期		休業期	
	月～金	土・日・祝	月～金	土
本館	8時30分～22時	10時～17時	8時30分～17時	10時～17時
蔵本分館	8時30分～21時	10時～17時	8時30分～17時	10時～17時

詳しくは、図書館ホームページのカレンダーをご覧ください。

◎休館日

毎月第2金曜日の午前中(4, 7, 1, 2月を除く)、学生休業期間中の日曜日・祝日、5月の連休、8月の徳島大学一斉休業日、年末年始12月28日～1月4日

GIS 専門学術士資格申請の要件となる履修科目について

GIS 専門学術士

以下の条件を満たすと、「GIS 専門学術士」の資格申請が可能となります。GIS 専門学術士は、公益社団法人日本地理学会認定の民間資格で、地理情報システム（GIS）の高度な技術と知識を有する専門家です。

公益社団法人日本地理学会が指定する以下の【E】【F】【G】に対応する授業科目について、所定の単位を修得すること。

【E】 地理情報科学の専門的な分野に関する講義を中心とする科目

【F】 GIS を利用した空間的諸問題を取り扱った実習を中心とする科目

【G】 GIS を利用した修士論文を執筆する科目（またはそれに相当する科目）

大学院創成科学研究科では、それぞれ以下の授業科目に対応しています。

認定科目	開設授業科目	授業を開設する専攻	単位数	履修方法
E	都市交通計画特論	理工学専攻	2 単位	4 単位以上履修すること。
	都市・地域計画論	理工学専攻	2 単位	
	都市交通システム計画	理工学専攻	2 単位	
	地域構造特論	地域創成専攻	2 単位	
F	都市地域情報システム	理工学専攻	2 単位	1 単位以上修得すること。
	空間情報科学特論	地域創成専攻	2 単位	
G	社会基盤デザイン特別研究	理工学専攻	4 単位	4 単位以上修得すること。
	地域創成特別演習	地域創成専攻	8 単位	

(注) 認定科目 G に対応する「社会基盤デザイン特別研究」及び「地域創成特別演習」の単位を修得した上で、成績証明書に加えて、修士論文の写し、および GIS の専門的な知識と技術を活用した結果を示す複数の図を含む修士論文要旨を提出する必要があります。

申請中の認定科目もあるため、授業登録、資格申請の際には必ず、公益社団法人 日本地理学会の「資格専門委員会」のホームページ（下記 URL）を参照してください。

<http://ajg-certi.jp/>

臨床心理士受験資格に関する履修科目について

臨床心理学専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から、臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院（第一種）として指定されています。

臨床心理士を目指す方は、受験に必要な次の授業科目の単位を修得してください。

区分	開設授業科目	単位数	履修方法
必修	臨床心理学特論 A	2	臨床心理学特論として、4 単位必修
	臨床心理学特論 B	2	
	臨床心理面接特論 A (心理支援に関する理論と実践)	2	臨床心理面接特論として、4 単位必修
	臨床心理面接特論 B	2	
	臨床心理査定演習 A (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	臨床心理査定演習として、4 単位必修
	臨床心理査定演習 B	2	
	臨床心理基礎実習 A	1	臨床心理基礎実習として、2 単位必修
	臨床心理基礎実習 B	1	
	臨床心理実習 A (心理実践実習 II)	1	臨床心理実習として、2 単位必修
	臨床心理実習 B	1	
選択必修	A群 行動科学	2	A群の中から 2 単位以上選択必修
		2	
	B群 認知心理学特論	2	B群の中から 2 単位以上選択必修
		2	
	C群 社会心理学特論	2	C群の中から 2 単位以上選択必修
		2	
	D群 家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	D群の中から 2 単位以上選択必修
		2	
	E群 精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	E群の中から 2 単位以上選択必修
		2	
	E群 障害臨床心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	E群の中から 2 単位以上選択必修
		2	
	E群 心理療法特論	2	E群の中から 2 単位以上選択必修
		2	
	E群 臨床心理的地域援助特論	2	E群の中から 2 単位以上選択必修
		2	

(注) 必修 10 科目 (16 単位) はすべて履修してください。また、選択必修は各群 (A, B, C, D, E) からそれぞれ 2 単位以上、計 10 単位以上を修得し、合わせて合計 26 単位以上を修得してください。

公認心理師受験資格に関する履修科目について

臨床心理学専攻は、公認心理師カリキュラムに対応しています。公認心理師を目指す方は、受験に必要な次の授業科目的単位を修得してください。なお、心理実践実習の時間数は、450時間以上となります。

開 設 授 業 科 目	単位数
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
障害臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）	2
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
心の健康教育に関する理論と実践	2
心理実践実習I	1
臨床心理実習A（心理実践実習II）	1
心理実践実習III	2
心理実践実習IV	2
心理実践実習V	2
心理実践実習VI	2

とくしま創生人材教育プログラム（COC+R プログラム）について

- ・本教育プログラムは、文部科学省「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R 事業）」に令和2年度に採択され、令和3年度入学生から開始する徳島大学独自の教育プログラムです。
- ・地域を創生する能力と素養を育成するための特別のプログラムです。
- ・徳島の地域で将来性のある企業で活躍できる職に就くため、行政などでまちづくりや地域の開発を担う技術者やリーダーとなるため、大学時代に地域の多様な企業や行政の仕事、OB / OG などの方々と知りあうことなど、皆さんにとって大きな力を身に付ける機会となります。徳島県内で将来働くを考えている人は、履修してください。

履修プログラムの流れ　　以下の2つの分野の履修をします。

★★ 地域学習・実習科目の履修 ★★

地域の先進的な業種で活躍するための実践力を身に付ける科目です。

- 1) インターンシップ（M） 理工学専攻 2単位
- 2) 課題解決型インターンシップ（M） 理工学専攻 4単位
- 3) 地域創成プロジェクト研究 地域創成専攻 3単位
- 4) 心理実践実習Ⅳ、V、VI 臨床心理学専攻 各2単位
- 5) エクスターインシップ（地域企業を知る・読み解く） 木曜日5・6講時または11・12講時
徳島県内の主要な分野の企業・行政の経営者・OB / OG と学内でグループワークをします。
- 6) 徳島の魅力・徳島で働く 前期夏期集中（8月）

四国大学・徳島文理大学・阿南高専との共同で行う授業です。徳島県内で活躍するリーダーやOB / OG を講師に迎えて、働く経験やメリットを学びます。他大学の学生とワークショップで地域創生を考えます。

5), 6) は教養教育院の提供科目です。修了要件には含まれませんが、徳島で働くことを希望している人は、授業の聴講をお勧めします。内容の一部の聴講も可能です。

★★ 基礎力育成科目の履修 ★★

地域で活躍するための基礎力を身に付ける科目です。

自分が関心あるテーマを履修してください。科目は今後追加されることがあります。

共通科目 データサイエンス 必修2単位

テーマ1 情報処理（データサイエンス）

- 7) 科学技術論C 創成科学研究科共通科目 1単位
- 8) (アプリケーション実装演習 創成科学研究科共通科目 2単位 (令和4年度入学生より))

テーマ2 マネジメント（プロジェクト管理）

- 9) ビジネスマネジメント 創成科学研究科共通科目 1単位

10) プロジェクトマネジメント 理工学専攻 2 単位

テーマ3 デザイン・コミュニケーション

11) 映像デザイン特論 地域創成専攻 2 単位

12) デザイン思考演習 創成科学研究科共通科目 1 単位

○ COC+R プログラム履修登録

徳島で将来働きたいと考えている人は、COC+R プログラムの履修登録をしてください。プログラム履修は地域学習・実習科目（上記の 1）～6）いずれか 1 科目）を履修もしくは聴講した人が対象です。登録は 1 年生修了後に WEB サイトの専用フォームから行います。

プログラム履修者には以下のよう支援・特典があります。

○ とくしまでのつながりイベントなどの情報提供

徳島で働く先輩などとつながりがつくれたり、地域の企業の情報が得られる多彩なイベント、セミナーなどの情報を提供します。

○ 専門外の資格取得支援

プログラム履修者には、就職等に有利な、自分の専門分野以外の資格取得を支援します。

○ 履修証明、地域クリエーター・マイレージ・ポイント（略称：地域クリエーターポイント）

下記のような就職時にポートフォリオとして示せる証明がもらえます。

1) プログラム修了、履修証明

地域学習・実習科目のうち 1 科目以上を履修し、地域学習・実習科目と基礎力育成科目から合計 3 科目以上を履修した人にプログラム履修修了書を交付します。1 年次終了時に地域学習・実習科目 1 科目以上、地域学習・実習科目と基礎力育成科目から合計 2 科目以上履修した人には履修証明を交付します。

2) 地域クリエーター・マイレージ・ポイント（地域クリエーターポイント）の認証

プログラム履修者には、上記科目の履修時間数および COC+R 事業関連のイベント、セミナー等への出席を地域クリエーターポイントとして付与し、その認証状を交付します。

3) 地域クリエーター表彰

高マイレージポイントを取得した学生は徳島大学長・徳島県知事名で表彰されます。

1 年次終了までの地域クリエーターポイント取得上位者を 2 年次初めに表彰します。

とくしま創生人材教育プログラム（COC+R）カリキュラムマップ（令和 3 年度入学大学院生）

修士	基礎力育成科目			地域学習・実習科目	
	情報処理 データサイエンス	マネジメント プロジェクト管理	デザイン ・コミュニケーション	地域企業との関係づくり・地域ライフデザイン意識醸成 ・実践型インターンシップ	
創 データサイエンス 2 単位 30P			理 インターンシップ（M） 2 単位 実時間 理 課題解決型インターンシップ（N） 4 単位 実時間 地 地域創成プロジェクト研究 3 単位 実時間 心 心理実践実習Ⅳ、V、VI 各 2 単位 実時間		
創 科学技術論C 1 単位 30P (創 アプリケーション実装演習 2 単位 60P 令和4年度より)	創 ビジネスマネジメント 1 単位 24P	地 映像デザイン特論 2 単位 60P	理 プロジェクトマネジメント 2 単位 30P	創 デザイン思考演習 1 単位 30P	学部授業の聴講 エクステーンシップ（地域企業を知る・読み解く） 実時間 徳島の魅力・徳島で働く（共同授業） 実時間
科目開講専攻等 修士 地：地域創成専攻 心：臨床心理学専攻 理：理工学専攻 生：生物資源学専攻 創：研究科共通科目 P：地域クリエーター・マイレージ・ポイント（地域クリエーターポイント） 実時間：単位修得の必要以上に学習した時間がポイントになります。					

徳島大学大学院学則

第1章 目的

(目的)

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、研究科若しくは教育部（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、研究科等の規則で定め、公表するものとする。

第2章 組織

(課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科等)

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる研究科等を置き、それぞれの研究科等に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科等ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるところとする。

研究科等名	専攻名	課程の別
創成科学研究科	地域創成専攻	修士課程
	臨床心理学専攻	修士課程
	理工学専攻	修士課程
	生物資源学専攻	修士課程
総合科学教育部	地域科学専攻	博士後期課程

中略

3 研究科等に置く講座については、別に定める。

第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等
(標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(収容定員等)

第6条 研究科等の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科等名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	32			32
	臨床心理学専攻	12	24			24
	理工学専攻	308	616			616
	生物資源学専攻	39	78			78
	計	375	750			750
総合科学教育部	地域科学専攻			4	12	12

中略

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 研究科等において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科等に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第8条 研究科等における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科等の規則の定めるところによる。

(一の授業科目について2以上の方の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当

- 該大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15 単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。
 - 4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。
 - (1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1 年以内とする。ただし、博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に 1 年を限り延長することができる。
 - (2) 博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して 2 年を超えることができない。
 - 5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。
 - 6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。
 - 7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。
 - 8 第 1 項、第 2 項及び前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- (休学中の外国の大学院における学修)
- 第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 2 項（同条第 8 項、第 27 条第 2 項及び第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。
 - 3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。
- (入学前の既修得単位の認定等)
- 第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、15 単位を超えないものとし、第 9 条第 2 項（同条第 8 項、第 27 条第 2 項及び第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）及び前条第 1 項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
 - 3 大学院に入学する前に修得した単位（第 18 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。
 - 4 前項の規定は、修士課程を修了した者の第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する博士課程における在学期間（同条第 1 項及び第 2 項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。
 - 5 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。
- (長期にわたる教育課程の履修)
- 第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第 4 条、第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該創成科学研究科各専攻又は各教育部の教授会（以下「研究科専攻等教授会」という。）の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定める。
- (単位の認定)
- 第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。
- 2 各授業科目的単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。
- 第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状（修士課程及び博士前期課程の修了要件）
- 第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間にに関しては、当該研究科等が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
- (博士前期課程の取扱い)
- 第11条の2 第 4 条の 2 第 2 項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつ

て当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に關し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（論文の審査）

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別

に定める。

（最終試験）

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。2 前項に定めるもののほか、最終試験に關し必要な事項は、別に定める。

（課程修了による学位の授与）

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
3 学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

（論文提出による学位の授与）

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

（教員の免許状）

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

中略

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転研究科等、転専攻及び留学

（入学の時期）

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
(8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上である

- ことその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。)
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は

関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、研究科専攻等教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

第22条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(休学)

第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学が不適当と認められた者には、学長は、休学を命ぜることができる。

3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程にあっては4年を超えることができない。

5 休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第25条 大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。
2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

- 第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院等」という。)から大学院の同種の研究科等に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することがある。
3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転研究科等)

- 第26条の2 学生が、所属の研究科等以外の研究科等に転研究科等を願い出たときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て許可することがある。
2 本条に定めるもののほか、転研究科等に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(転専攻等)

- 第26条の3 学生が、所属の研究科等内の専攻(先端技術科学教育部にあってはコースとする。以下この条において同じ。)と異なる当該研究科等の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て許可することがある。
2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(留学)

- 第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。
2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。
3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

- 第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。
2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

- 第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

- 第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。
2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに

徴収するものとする。

(既納の検定料等)

- 第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

- (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額
(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

- 第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

- 第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

- 第30条の4 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。
(授業料の免除)

- 第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

- 2 授業料の納付期限の属する月の初日までに休学を開始する場合で、休学が当該納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月(休学した日が月の初日に当たるときは、その月)から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

- 第30条の6 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

- 第30条の7 第30条及び第30条の3から前条までの規定によるもののほか、入学料及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

(教員組織)

- 第31条 大学院に研究部を置く。

- 2 研究部については、別に定める。

- 3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

第9章 運営組織

(研究部教授会及び教育部教授会)

- 第32条 大学院の管理運営のため、研究部並びに創成科学研究科各専攻及び各教育部に教授会を置く。

- 2 前項の教授会については、別に定める。

(研究部長及び研究科等の長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、研究科に研究科長を各教育部に教育部長を置く。

2 研究科長は、創成科学研究科各専攻の教授会構成員である教授のうちから選任し、教育長は、当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科専攻等教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科専攻等教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科専攻等教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない場合に限り、当該研究科専攻等の教授会(教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、当該研究科専攻等教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 雜則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるものほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

中略

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の人間・自然環境研究科は、改正後の第3条の規定にかかるわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の第6条の表に掲げる総合科学教育部及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかるわらず、平成21年度及び平成22年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成21年度			平成22年度		
		修士課程	博士課程	合計 収容定員	修士課程	博士課程	合計 収容定員
		又は 博士 前期 課程	又は 博士 後期 課程		又は 博士 前期 課程	又は 博士 後期 課程	
総合科学教育部	地域科学専攻	35	4	39	70	8	78
	臨床心理学専攻	12		12	24		24
	計	47	4	51	94	8	102
合 計		941	640	1,581	988	644	1,632

4 平成20年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

中略

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

省略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

省略

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の総合科学教育部各専攻及び先端技術科学教育部各専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかるわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この規則による改正前の第16条の2の表に掲げる先端技術科学教育部の項は、改正後の同表の規定にかかるわらず、令和2年3月31日に先端技術科学教育部各専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に当該専攻に在学する学生については、なお従前の例による。

4 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかるわらず、令和

2年度は次のとおりとする。

研究科等名	専攻名	令和2年度	
		修士課程又は 博士前期課程	合 計
		収容定員	収容定員
創成科学研究科	地域創成専攻	16	16
	臨床心理学専攻	12	12
	理工学専攻	308	308
	生物資源学専攻	39	39
	計	375	375
合 計		573	1,084

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に創成科学研究科に入学した者については、改正後の第16条の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

徳島大学大学院創成科学研究科規則

令和2年4月1日

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院創成科学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（昭和50年規則第495号。以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（昭和50年規則第496号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、本研究科の各専攻に置く教授会又は徳島大学大学院創成科学研究科代議員会（以下「教授会等」という。）が定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、中長期的な産業界・社会のニーズを踏まえ、グローバルかつ複合的な視点から、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

第2章 教育課程

(教育方法)

第3条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第4条 本研究科において、教授会等が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

修士課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
地域創成専攻	16単位	16単位以上	32単位以上
臨床心理学専攻	28単位	16単位以上	44単位以上
理工学専攻	14単位	18単位以上	32単位以上
生物資源学専攻	16単位	16単位以上	32単位以上

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める指導教員（直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。）の指導を受けなければならない。

3 本研究科において教育上有益と認めたときは、徳島大学大学院の教育部又は学部との協議に基づき、当該教育部又は学部の授業科目を履修させることができる。

4 前項の授業科目を履修しようとするときは、学生は、本研究科長の許可を得なければならない。

5 第3項の規定により履修した授業科目の単位は、本研究科において認めたときは、第1項に規定する選択科目の単位に含めることができる。

6 自由科目の単位は、第1項に規定する単位に含めることはできない。

7 この条に定めるもののほか授業科目の履修に関し必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(研究指導)

第7条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第8条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

第9条 修士課程における各授業科目の成績は、100点をもって満点とし、S（90点以上）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）の成績表示をもってあらわし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 S、A、B、C及びDの評価基準は、次の表のとおりとする。

成績表示	評価基準
S	科目の到達目標を充分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	科目の到達目標を充分に達成している。
B	科目の到達目標を達成している。
C	科目の到達目標を最低限達成している。
D	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位等により判定する授業科目の成績は、認の成績表示をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験及び再試験)

第10条 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第11条 他の大学院又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から本研究科に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度教授会等が定める。

(転研究科等)

第12条 学則第26条の2の規定に基づき、転研究科等を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転研究科等を許可する時期は、教授会等が定める。

3 転研究科等を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。

4 転研究科等を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(転専攻)

第13条 学則第26条の3の規定に基づき、転専攻を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転専攻を許可する時期は、教授会等が定める。

3 転専攻を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。

4 転専攻を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科

目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する学生は、所定の願書を、本研究科長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。
(単位の認定)

(単位の認定)

第15条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教授会等が行う。

(履修等報告書)

第16条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）

に本研究科長を経て学長に提出しなければならない。
(派遣学生の実施に関する細目)

（派遣学生の実施に付する届出）
第17条 前3条に定めるもののほか、派遣学生に關し
必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)
第18条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得

第18条「学則第5条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教授会等が行う。」

別表

修士課程

地域創成專攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数	
			必修選択	自由
研究科共通科目	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2	
	グローバル教育科目群	国際協力論	1	
		グローバル社会文化論	1	
		グローバルコミュニケーションA	1	
		グローバルコミュニケーションB	1	
	イノベーション教育科目群	グローバルコミュニケーションC	1	
		科学技術論A	1	
		科学技術論B	1	
		科学技術論C	1	
		科学技術論D	1	
専攻基盤科目	専攻基盤科目	科学技術論E	1	
		ビジネスモデル特論	1	
		デザイン思考演習	1	
			1	
専攻専門科目・教育クラスター科目	地域系科目	地域創成論	3	
		地域創成プロジェクト研究	1	
		アカデミック・ライティング	1	
		地域計画学特論	2	
		地域社会特論	2	
		公共政策特論	2	
		法律学特論	2	
		経済学特論	2	
		地域構造特論	2	
		空間情報科学特論	2	

分析・環境化学特論	2		有機金属化学特論	2
物性化学特論	2		生物化学特論	2
化学反応工学特論	2		発生情報科学特論	2
分離工学特論	2		生命情報科学特論	2
材料科学特論	2		集団遺伝学特論	2
電力工学特論	2		構造地質学特論	2
電磁環境特論	2		環境・防災地質学特論	2
制御理論特論	2		岩石・鉱物学特論	2
高電圧工学特論	2		計算数理特論	2
デジタル通信工学特論	2		応用代数特論	2
光デバイス特論	2		数理解析方法論	2
ナノエレクトロニクス特論	2		微分方程式特論	2
回路工学特論	2		代数学特論	2
電子回路特論	2		応用解析学特論	2
電気機器応用システム特論	2		数学解析特論	2
電力システム特論	2		課題解決型インターナンシップ(M)	4
制御応用工学特論	2		生物資源学専攻	
電子デバイス特論	2		創薬学特論	2
デバイスプロセス特論	2		細胞工学特論	2
集積回路特論	2		生物化学工学特論	2
プラズマ応用工学特論	2		生体熱力学特論	2
光材料科学特論	2		生物物理化学特論	2
半導体工学特論	2		先端生命科学特論	2
生体工学特論	2		環境生物学特論	2
自律知能システム	2		再生医学特論	2
複雑系システム工学特論	2		微生物工学特論	2
情報ネットワーク	2		ケミカルバイオロジー特論	2
情報セキュリティシステム論	2		細胞情報学特論	2
画像応用工学	2		微生物検査学特論	2
ヒューマンセンシング	2		食安全学特論	2
自然言語理解	2		酵素化学特論	2
言語モデル論	2		応用微生物学特論	2
機械翻訳特論	2		生体機能学特論	2
マルチメディア工学	2		機能性食品学特論	2
光物性工学	2		栄養生化学特論	2
フォトニックデバイス	2		食品評価特論	2
ナノ光計測工学	2		分子組織代謝学特論	2
ナノ材料工学	2		食品加工保藏特論	2
光機能材料・光デバイス論1	1		資源利用学特論	2
光機能材料・光デバイス論2	1		植物細胞工学特論	2
ディスプレイ論	2		動物生殖工学特論	2
視覚情報処理	2		フィールド水圈生物学特論	2
多元画像処理	2		畜産物利用学特論	2
光通信システム工学特論	2		植物保護学特論	2
フォトニックネットワーク	2		森林代謝科学特論	2
代数構造特論	2		分子発生生物学特論	2
力学系数理特論	2		生産システム制御工学特論	2
離散数学特論	2		分子生態学特論	2
組合せ最適化特論	2		植物分子生物学特論	2
数式処理特論	2		水産植物学特論	2
幾何学特論	2		農業市場学特論	2
現象数理解析特論	2		森林生物学特論	2
整数論特論	2		農業経済学特論	2
非線形現象解析特論	2			
確率計画法特論	2			
函数方程式特論	2			
量子科学基礎理論	2			
宇宙素粒子科学特論	2			
宇宙線計測学特論	2			
量子物性物理学	2			
超伝導物質科学	2			
強相関物質科学	2			
固体イオニクス	2			
磁気共鳴科学	2			
物性計測学	2			
極限環境物性学	2			
環境物理化学特論	2			
グリーンケミストリー特論	2			
有機機能性物質化学特論	2			
環境無機化学特論	2			
環境分析化学特論	2			
有機合成化学特論	2			
物質化学特論	2			
			学位論文指導科目	地域創成特別演習 領域横断セミナー
				8 1

臨床心理学専攻 授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数
研究科 共通科目	研究科基盤教育 科目	データサイエンス	必修 選択 自由
		グローバル教育 科目群	国際協力論 グローバル社会文化論 グローバルコミュニケーションA グローバルコミュニケーションB グローバルコミュニケーションC
	イノベーション 教育科目群	科学技術論A 科学技術論B 科学技術論C 科学技術論D 科学技術論E ビジネスモデル特論 デザイン思考演習	1 1 1 1 1 1

専攻専門科目・教育クラスター科目	必修科目	臨床心理学特論 A ※	2		建設材料物性特論	2
		臨床心理学特論 B ※	2		リスクコミュニケーション	2
		臨床心理面接特論 A（心理支援に関する理論と実践）※	2		危機管理学	2
		臨床心理面接特論 B ※	2		メンタルヘルスケア	2
		臨床心理査定演習 A（心理的アセスメントに関する理論と実践）※	2		防災危機管理実習	1
		臨床心理査定演習 B ※	2		行政・企業のリスクマネジメント	2
		臨床心理基礎実習 A ※	1		事業継続計画（BCP）の策定と実践	2
		臨床心理基礎実習 B ※	1		行政・企業防災・危機管理実務演習	1
		臨床心理実習A（心理実践実習Ⅱ）※	1		都市交通計画特論	2
		臨床心理実習B ※	1		建築計画学特論	2
選択科目	選択科目	認知心理学特論	2		都市・地域計画論	2
		認知心理学特論演習 ※	2		プロジェクトマネジメント	2
		生涯発達心理学特論 ※	2		都市交通システム計画	2
		社会心理学特論 ※	2		都市地域情報システム	2
		精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）※	2		流域水管理工学	2
		障害臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）※	2		ミチゲーション工学	2
		心理療法特論 ※	2		環境生態学特論	2
		臨床心理的地域援助特論 ※	2		グリーンインフラ論	2
		学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		生産システム論	2
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）※	2		応用流体力学特論	2
自由科目	自由科目	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		材料強度学特論	2
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		燃焼工学	2
		心の健康教育に関する理論と実践	2		生産加工学	2
		心理実践実習 I ※	1		バイオメカニカルデザイン	2
		心理実践実習 III ※	2		バイオマテリアル	2
		心理実践実習 IV ※	2		機械材料物性特論	2
		心理実践実習 V ※	2		計算力学特論	2
		心理実践実習 VI ※	2		流体エネルギー変換工学	2
		地域創成専攻	2		振動工学特論	2
		地域計画学特論	2		材料工学	2
教育クラスター科目	地域創成専攻	地域社会特論	2		エネルギー環境工学	2
		公共政策特論	2		熱力学特論	2
		法律学特論	2		分光計測学	2
		経済学特論	2		ロボット工学特論	2
		地域構造特論	2		デジタル制御論	2
		空間情報科学特論	2		分子エネルギー遷移論	2
		地域文化特論	2		非破壊計測学	2
		地域言語特論	2		アクチュエータ理論	2
		日本歴史文化特論	2		立体化学特論	2
		アート表現特論	2		有機化学特論	2
		映像デザイン特論	2		高分子化学特論	2
		空間デザイン特論	2		物理化学特論	2
		健康社会特論	2		量子化学特論	2
		応用生理学特論	2		分析・環境化学特論	2
		福祉社会特論	2		物性化学特論	2
		行動科学	2		化学反応工学特論	2
		健康科学特論	2		分離工学特論	2
		健康心理学特論	2		材料科学特論	2
		グローバル社会特論	2		電力工学特論	2
		グローバル文化特論	2		電磁環境特論	2
		国際関係特論	2		制御理論特論	2
		国際経済特論	2		高電圧工学特論	2
		応用倫理学特論	2		ディジタル通信工学特論	2
		言語コミュニケーション特論	2		光デバイス特論	2
		英語圏文化特論	2		ナノエレクトロニクス特論	2
		英語圏歴史文化特論	2		回路工学特論	2
		ヨーロッパ文化特論	2		電子回路特論	2
		アジア文化特論	2		電気機器応用システム特論	2
		日本言語文化特論	2		電力システム特論	2
		日本文化特論	2		制御応用工学特論	2
理工学専攻	理工学専攻	耐震工学特論	2		電子デバイス特論	2
		耐風工学特論	2		デバイスプロセス特論	2
		斜面減災工学特論	2		集積回路特論	2
		津波解析特論	2		プラズマ応用工学特論	2
		地盤力学特論	2		光材料科学特論	2
		応用水理学特論	2		半導体工学特論	2
		鉄筋コンクリート工学特論	4		生体工学特論	2

自然言語理解	2		応用微生物学特論	2
言語モデル論	2		生体機能学特論	2
機械翻訳特論	2		機能性食品学特論	2
マルチメディア工学	2		栄養生化学特論	2
光物性工学	2		食品評価特論	2
フォトニックデバイス	2		分子組織代謝学特論	2
ナノ光計測工学	2		食品加工保蔵特論	2
ナノ材料工学	2		資源利用学特論	2
光機能材料・光デバイス論1	1		植物細胞工学特論	2
光機能材料・光デバイス論2	1		動物生殖工学特論	2
ディスプレイ論	2		フィールド水圈生物学特論	2
視覚情報処理	2		畜産物利用学特論	2
多元画像処理	2		植物保護学特論	2
光通信システム工学特論	2		森林代謝科学特論	2
フォトニックネットワーク	2		分子発生生物学特論	2
代数構造特論	2		生産システム制御工学特論	2
力学系数理特論	2		分子生態学特論	2
離散数学特論	2		植物分子生物学特論	2
組合せ最適化特論	2		水産植物学特論	2
数式処理特論	2		農業市場学特論	2
幾何学特論	2		森林生物学特論	2
現象数理解析特論	2		農業経済学特論	2
整数論特論	2			
非線形現象解析特論	2			
確率計画法特論	2			
函数方程式特論	2		学位論文指導科目	臨床心理学特別演習
量子科学基礎理論	2			8
宇宙素粒子科学特論	2			臨床心理分野横断セミナー
宇宙線計測学特論	2			2
量子物性物理学	2			
超伝導物質科学	2			
強相関物質科学	2			
固体イオニクス	2			
磁気共鳴科学	2			
物理計測学	2			
極限環境物性学	2			
環境物理化学特論	2			
グリーンケミストリー特論	2			
有機機能性物質化学特論	2			
環境無機化学特論	2			
環境分析化学特論	2			
有機合成化学特論	2			
物質化学特論	2			
有機金属化学特論	2			
生物化学特論	2			
発生情報科学特論	2			
生命情報科学特論	2			
集団遺伝子特論	2			
構造地質学特論	2			
環境・防災地質学特論	2			
岩石・鉱物学特論	2			
計算数理特論	2			
応用代数特論	2			
数理解析方法論	2			
微分方程式特論	2			
代数学特論	2			
応用解析学特論	2			
数学解析特論	2			
課題解決型インターンシップ(M)	4			
生物資源学専攻	創薬学特論	2		
	細胞工学特論	2		
	生物化学工学特論	2		
	生体熱力学特論	2		
	生物物理化学特論	2		
	先端生命科学特論	2		
	環境生物学特論	2		
	再生医学特論	2		
	微生物工学特論	2		
	ケミカルバイオロジー特論	2		
	細胞情報学特論	2		
	微生物検査学特論	2		
	食安全学特論	2		
	酵素化学特論	2		

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、専門科目のみの授業科目を示す。

理工学専攻 授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数
研究科共通科目	研究科基盤教育科目 グローバル教育科目群	データサイエンス	2
		国際協力論	1
		グローバル社会文化論	1
		グローバルコミュニケーションA	1
		グローバルコミュニケーションB	1
		グローバルコミュニケーションC	1
	イノベーション教育科目群	科学技術論A	1
		科学技術論B	1
		科学技術論C	1
		科学技術論D	1
		科学技術論E	1
		ビジネスモデル特論	1
		デザイン思考演習	1
理工学専攻共通科目		インターンシップ (M)	2
所属基盤コース専門科目・教育クラスター科目	社会基盤デザインコース	耐震工学特論	2
		耐風工学特論	2
		斜面減災工学特論	2
		津波解析特論	2
		地盤力学特論	2
		応用水理学特論	2
		鉄筋コンクリート工学特論	4
		建設材料物性特論	2
		リスクコミュニケーション	2
		危機管理学	2
		メンタルヘルスケア	2
		防災危機管理実習	1
		行政・企業のリスクマネジメント	2
		事業継続計画(BCP)の策定と実践	2
		行政・企業防災・危機管理実務演習	1
		都市交通計画特論	2
		建築計画学特論	2
		都市・地域計画論	2
		プロジェクトマネジメント	2
		都市交通システム計画	2
		都市地域情報システム	2
		流域水管理工学	2
		ミチゲーション工学	2
		環境生態学特論	2
		グリーンインフラ論	2

機械科学コース	生産システム論	2			多元画像処理	2
	応用流体力学特論	2			バーチャルリアリティ技術 ※	2
	材料強度学特論	2			光通信システム工学特論	2
	燃焼工学	2			フォトニックネットワーク	2
	生産加工学	2			光システム工学論 ※	1
	バイオメカニカルデザイン	2			数理科学コース	2
	バイオマテリアル	2			代数構造特論	2
	機械材料物性特論	2			力学系理特論	2
	計算力学特論	2			離散数学特論	2
	流体エネルギー変換工学	2			組合せ最適化特論	2
	振動工学特論	2			数式処理特論	2
	材料工学	2			幾何学特論	2
	エネルギー環境工学	2			現象数理解析特論	2
	熱力学特論	2			整数論特論	2
	分光計測学	2			非線形現象解析特論	2
	ロボット工学特論	2			確率計画法特論	2
	デジタル制御論	2			函数方程式特論	2
	分子エネルギー遷移論	2			自然科学コース	2
	非破壊測定	2			量子科学基礎理論	2
	アクチュエータ理論	2			宇宙素粒子科学特論	2
応用化学システムコース	立体化学特論	2			宇宙線計測学特論	2
	有機化学特論	2			量子物性物理学	2
	高分子化学特論	2			超伝導物質科学	2
	物理化学特論	2			強相関物質科学	2
	量子化学特論	2			固体イオニクス	2
	分析・環境化学特論	2			磁気共鳴科学	2
	物性化学特論	2			物性計測学	2
	化学反応工学特論	2			極限環境物性学	2
	分離工学特論	2			環境物理化学特論	2
	材料科学特論	2			グリーンケミストリー特論	2
	化学環境工学特論 ※	2			有機機能性物質化学特論	2
	科学技術コミュニケーション ※	2			環境無機化学特論	2
	物質合成化学特論 ※	1			環境分析化学特論	2
	物質機能化学特論 ※	1			有機合成化学特論	2
	物質機能化学特論 ※	1			物質化学特論	2
	化学プロセス工学特論 ※	1			有機金属化学特論	2
電気電子システムコース	電力工学特論	2			生物化学特論	2
	電磁環境特論	2			発生情報科学特論	2
	制御理論特論	2			生命情報科学特論	2
	高電圧工学特論	2			集団遺伝学特論	2
	デジタル通信工学特論	2			構造地質学特論	2
	光デバイス特論	2			環境・防災地質学特論	2
	ナノエレクトロニクス特論	2			岩石・鉱物学特論	2
	回路工学特論	2			教育クラスター科目	2
	電子回路特論	2			理工学専攻	2
	電気機器応用システム特論	2			計算数理特論	2
	電力システム特論	2			応用代数特論	2
	制御応用工学特論	2			数理解析方法論	2
	電子デバイス特論	2			微分方程式特論	2
	デバイスプロセス特論	2			代数学特論	2
	集積回路特論	2			応用解析学特論	2
	プラズマ応用工学特論	2			数学解説特論	2
	光材料科学特論	2			課題解決型インターナシップ(M)	4
	半導体工学特論	2			地域創成専攻	2
	生体工学特論	2			地域計画学特論	2
知能情報システムコース	自律知能システム	2			地域社会特論	2
	複雑系システム工学特論	2			公共政策特論	2
	情報ネットワーク	2			法律学特論	2
	情報セキュリティシステム論	2			経済学特論	2
	画像応用工学	2			地域構造特論	2
	ヒューマンセンシング	2			空間情報科学特論	2
	自然言語理解	2			地域文化特論	2
	言語モデル論	2			地域言語特論	2
	機械翻訳特論	2			日本歴史文化特論	2
	マルチメディア工学	2			アート表現特論	2
光システムコース	光物理工学	2			映像デザイン特論	2
	フォトニックデバイス	2			空間デザイン特論	2
	ナノ光計測工学	2			健康新社会特論	2
	ナノ材料工学	2			応用生理学特論	2
	光結晶設計工学 ※	2			福祉社会特論	2
	光機能材料・光デバイス論 1	1			行動科学	2
	光機能材料・光デバイス論 2	1			健康科学特論	2
	ディスプレイ論	2			健康心理学特論	2
	視覚情報処理	2			グローバル社会特論	2

	言語コミュニケーション特論	2
	英語圏文化特論	2
	英語圏歴史文化特論	2
	ヨーロッパ文化特論	2
	アジア文化特論	2
	日本言語文化特論	2
	日本文化特論	2
臨床心理学専攻	認知心理学特論	2
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
	心の健康教育に関する理論と実践	2
生物資源学専攻	創薬学特論	2
	細胞工学特論	2
	生物化学工学特論	2
	生体熱力学特論	2
	生物物理化学特論	2
	先端生命科学特論	2
	環境生物学特論	2
	再生医学特論	2
	微生物工学特論	2
	ケミカルバイオロジー特論	2
	細胞情報学特論	2
	微生物検査学特論	2
	食安全学特論	2
	酵素化学特論	2
	応用微生物学特論	2
	生体機能学特論	2
	機能性食品学特論	2
	栄養生化学特論	2
	食品評価特論	2
	分子組織代謝学特論	2
	食品加工保藏特論	2
	資源利用学特論	2
	植物細胞工学特論	2
	動物生殖工学特論	2
	フィールド水圈生物学特論	2
	畜産物利用学特論	2
	植物保護学特論	2
	森林代謝科学特論	2
	分子発生生物学特論	2
	生産システム制御工学特論	2
	分子生態学特論	2
	植物分子生物学特論	2
	水産植物学特論	2
	農業市場学特論	2
	森林生物学特論	2
	農業経済学特論	2
学位論文指導科目	理工学特別実習	4
	社会基盤デザイン特別輪講	4
	社会基盤デザイン特別研究	4
	機械科学特別輪講	4
	機械科学特別研究	4
	応用化学システム特別輪講	4
	応用化学システム特別研究	4
	電気電子システム特別輪講	4
	電気電子システム特別研究	4
	知能情報システム特別輪講	4
	知能情報システム特別研究	4
	光システム特別輪講	4
	光システム特別研究	4
	数理科学特別輪講	4
	数理科学特別研究	4
	自然科学特別輪講	4
	自然科学特別研究	4

生物資源学専攻 授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数
		必修選択	自由
研究科共通科目	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2
	グローバル教育科目群	国際協力論	1
		グローバル社会文化論	1
		グローバルコミュニケーションA	1
		グローバルコミュニケーションB	1
	イノベーション教育科目群	グローバルコミュニケーションC	1
		科学技術論A	1
		科学技術論B	1
		科学技術論C	1
		科学技術論D	1
		科学技術論E	1
専攻共通科目	生物資源学研究	ビジネスモデル特論	1
		デザイン思考演習	1
		4	
所属基盤コース専門科目・教育クラスター科目	応用生命科学コース	創薬学特論	2
		細胞工学特論	2
		生物化学工学特論	2
		生体熱力学特論	2
		生物物理化学特論	2
		先端生命科学特論	2
		環境生物学特論	2
		再生医学特論	2
		微生物工学特論	2
		ケミカルバイオロジー特論	2
	食料生物科学コース	細胞情報学特論	2
		微生物検査学特論	2
		応用生命科学特別実習	※
		1	
		応用生命科学特別講義	※
		1	
		2	
		2	
		2	
		2	
教育クラスター科目	生物生産科学コース	食品安全学特論	2
		酵素化学特論	2
		応用微生物学特論	2
		生体機能学特論	2
		機能性食品学特論	2
		栄養生化学特論	2
		食品評価特論	2
		分子組織代謝学特論	2
		食品加工保藏特論	2
		資源利用学特論	2
	地域創成専攻	食料生物科学特別実習	※
		1	
		食料生物科学特別講義	※
		1	
		2	
		2	
		2	
		2	
		2	
		2	
教育クラスター科目	地域創成専攻	植物細胞工学特論	2
		動物生殖工学特論	2
		フィールド水圈生物学特論	2
		畜産物利用学特論	2
		植物保護学特論	2
		森林代謝科学特論	2
		分子発生生物学特論	2
		生産システム制御工学特論	2
		分子生態学特論	2
		植物分子生物学特論	2
教育クラスター科目	地域創成専攻	水産植物学特論	2
		農業市場学特論	2
		森林生物学特論	2
		発生生物学※	2
		農業経済学特論	2
		生物生産科学特別実習	※
		1	
		生物生産科学特別講義	※
		1	
		2	
教育クラスター科目	地域創成専攻	地域計画学特論	2
		地域社会特論	2
		公共政策特論	2
		法律学特論	2
		経済学特論	2
		地域構造特論	2
		空間情報科学特論	2
		地域文化特論	2
		地域言語特論	2
		日本歴史文化特論	2

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、所属基盤コース専門科目のみの授業科目を示す。

	アート表現特論	2		アクチュエータ理論	2
	映像デザイン特論	2		立体化学特論	2
	空間デザイン特論	2		有機化学特論	2
	健康社会特論	2		高分子化学特論	2
	応用生理学特論	2		物理化学特論	2
	福祉社会特論	2		量子化学特論	2
	行動科学	2		分析・環境化学特論	2
	健康科学特論	2		物性化学特論	2
	健康心理学特論	2		化学反応工学特論	2
	グローバル社会特論	2		分離工学特論	2
	グローバル文化特論	2		材料科学特論	2
	国際関係特論	2		電力工学特論	2
	国際経済特論	2		電磁環境特論	2
	応用倫理学特論	2		制御理論特論	2
	言語コミュニケーション特論	2		高電圧工学特論	2
	英語圏文化特論	2		ディジタル通信工学特論	2
	英語圏歴史文化特論	2		光デバイス特論	2
	ヨーロッパ文化特論	2		ナノエレクトロニクス特論	2
	アジア文化特論	2		回路工学特論	2
	日本言語文化特論	2		電子回路特論	2
	日本文化特論	2		電気機器応用システム特論	2
臨床心理学専攻	認知心理学特論	2		電力システム特論	2
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		制御応用工学特論	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		電子デバイス特論	2
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		デバイスプロセス特論	2
	心の健康教育に関する理論と実践	2		集積回路特論	2
				プラズマ応用工学特論	2
理工学専攻	耐震工学特論	2		光材料科学特論	2
	耐風工学特論	2		半導体工学特論	2
	斜面減災工学特論	2		生体工学特論	2
	津波解析特論	2		自律知能システム	2
	地盤力学特論	2		複雑系システム工学特論	2
	応用水理学特論	2		情報ネットワーク	2
	鉄筋コンクリート工学特論	4		情報セキュリティシステム論	2
	建設材料物性特論	2		画像応用工学	2
	リスクコミュニケーション	2		ヒューマンセンシング	2
	危機管理学	2		自然言語理解	2
	メンタルヘルスケア	2		言語モデル論	2
	防災危機管理実習	1		機械翻訳特論	2
	行政・企業のリスクマネジメント	2		マルチメディア工学	2
	事業継続計画(BCP)の策定と実践	2		光物理工学	2
	行政・企業防災・危機管理実務演習	1		フォトニックデバイス	2
	都市交通計画特論	2		ナノ光計測工学	2
	建築計画学特論	2		ナノ材料工学	2
	都市・地域計画論	2		光機能材料・光デバイス論1	1
	プロジェクトマネジメント	2		光機能材料・光デバイス論2	1
	都市交通システム計画	2		ディスプレイ論	2
	都市地域情報システム	2		視覚情報処理	2
	流域水管理工学	2		多元画像処理	2
	ミチゲーション工学	2		光通信システム工学特論	2
	環境生態学特論	2		フォトニックネットワーク	2
	グリーンインフラ論	2		代数構造特論	2
	生産システム論	2		力学系数理特論	2
	応用流体力学特論	2		離散数学特論	2
	材料強度学特論	2		組合せ最適化特論	2
	燃焼工学	2		数式処理特論	2
	生産加工学	2		幾何学特論	2
	バイオメカニカルデザイン	2		現象数理解析特論	2
	バイオマテリアル	2		整数論特論	2
	機械材料物性特論	2		非線形現象解析特論	2
	計算力学特論	2		確率計画法特論	2
	流体エネルギー変換工学	2		函数方程式特論	2
	振動工学特論	2		量子科学基礎理論	2
	材料工学	2		宇宙素粒子科学特論	2
	エネルギー環境工学	2		宇宙線計測学特論	2
	熱力学特論	2		量子物性物理学	2
	分光計測学	2		超伝導物質科学	2
	ロボット工学特論	2		強相関物質科学	2
	デジタル制御論	2		固体イオニクス	2
	分子エネルギー遷移論	2		磁気共鳴科学	2
	非破壊計測学	2		物性計測学	2

	グリーンケミストリー特論	2	
	有機機能性物質化学特論	2	
	環境無機化学特論	2	
	環境分析化学特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	物質化学特論	2	
	有機金属化学特論	2	
	生物化学特論	2	
	発生情報科学特論	2	
	生命情報科学特論	2	
	集団遺伝学特論	2	
	構造地質学特論	2	
	環境・防災地質学特論	2	
	岩石・鉱物学特論	2	
	計算数理特論	2	
	応用代数特論	2	
	数理解析方法論	2	
	微分方程式特論	2	
	代数学特論	2	
	応用解析学特論	2	
	数学解析特論	2	
	課題解決型インターンシップ(M)	4	
学位論文指導科目			
応用生命科学特別演習		4	
応用生命科学特別研究		4	
食料生物科学特別演習		4	
食料生物科学特別研究		4	
生物生産科学特別演習		4	
生物生産科学特別研究		4	

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、所属基盤コース専門科目のみの授業科目を示す。

徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻における授業科目の履修方法に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院創成科学研究科規則（以下「規則」という。）第6条第7項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、規則別表に定める授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

- (1) 研究科共通科目の選択科目は、グローバル教育科目群及びイノベーション教育科目群からそれぞれ1単位以上を修得する。
- (2) 専攻専門科目は、8単位以上を修得する。
- (3) 教育クラスター科目は、別に定める教育クラスターの中から1つを選択の上、当該クラスターの開設科目から6単位以上を修得するものとし、そのうち2単位以上は、自専攻以外の提供科目から修得する。
- (4) 選択した教育クラスター以外の他専攻の科目を修得した場合は、自由科目に計上するものとし、自由科目の単位は、修了に必要な単位に含めないものとする。
- (5) 専攻専門科目又は教育クラスター科目として、地域系科目、グローバル系科目を各4単位以上修得する。
- (6) 地域創成特別演習は、指導教員の指導の下で修得する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における授業科目の履修方法に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院創成科学研究科規則（以下「規則」という。）第6条第7項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、規則別表に定める授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

- (1) 研究科共通科目の選択科目は、グローバル教育科目群及びイノベーション教育科目群からそれぞれ1単位以上を修得する。
- (2) 専攻専門科目の選択科目は、8単位以上を修得する。
- (3) 教育クラスター科目は、別に定める教育クラスターの中から1つを選択の上、当該クラスターの開設科目から6単位以上を修得するものとし、そのうち2単位以上は、自専攻以外の提供科目から修得する。
- (4) 選択した教育クラスター以外の他専攻の科目を修得した場合は、自由科目に計上するものとし、自由科目の単位は、修了に必要な単位に含めないものとする。
- (5) 臨床心理学特別演習は、指導教員の指導の下で修得する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

徳島大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名及び研究科名	専攻分野の名称
修士	創成科学研究科（修士課程）	学術 臨床心理学 理学 工学 生物資源学
中略		
博士	総合科学教育部（博士課程）	学術

中略

(学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、創成科学研究科各専攻又は各教育部の教授会（以下「研究科専攻等教授会」という。）が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

(学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、研究科専攻等教授会の議を通じて、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、研究科専攻等教授会が行う。

2 研究科専攻等教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科専攻等教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 研究科専攻等教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科若しくは教育部（以下「研究科等」という。）担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により研究科専攻等教授会に報告するものとする。

(最終試験及び試問の方法)

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

(学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 研究科専攻等教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の合否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 研究科等の長は、研究科専攻等教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学

位記台帳に登録するものとする。

- 2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷し、公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷し、公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷し、公表することができる。この場合には、本学は、その論文の全文を求めるに応じて、閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位（学士の学位を除く。）を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科専攻等教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定めることができる。

中略

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2 平成21年3月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

中略

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

省略

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

省略

徳島大学大学院創成科学研究科学位規則実施細則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学学位規則（昭和50年規則第496号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に關し必要な事項を定めるものとする。

(学位論文の提出時期及び資格要件)

第2条 規則第6条第4項の規定による修士論文の提出時期は、修士課程第2年次の2月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期日までとする。ただし、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書の規定による優れた成績を上げたと認められる者については、修士課程第1年次の2月（後期の学期から入学した者については7月）まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 前項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

(学位論文提出の手続)

第3条 修士論文の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻又は生物資源学専攻（以下「各専攻」という。）のうち所属する専攻の長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に審査用として写しを必要部数添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式1） 1部
- (2) 履歴書（様式2） 1部
- (3) 論文目録（様式3） 1部
- (4) 修士論文 1部
- (5) 論文内容要旨（様式4） 1部

(審査委員会)

第4条 学位論文が受理されたときは、各専攻教授会は、申請者ごとに審査委員会を組織し、論文審査及び最終試験の実施を付託する。

(論文審査等の実施)

第5条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって各専攻長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式5）及び最終試験報告書（様式6）とする。

(課程修了の議決)

第6条 各専攻教授会は、審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき審議の上、投票により課程修了の可否を議決する。

2 各専攻長は、前項の議決結果を研究科長に報告する。（学位授与の時期）

第7条 前条の規定による合格者に対する修士の学位授与の時期は、原則として3月の定められた日とする。ただし、9月に合格した者については、合格した日とする。

(実施細目)

第8条 この細則に定めるもののほか、学位審査について必要な細目は、各専攻長が別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

様式1

（和暦） 年 月 日	
徳島大学長 殿	
署名	
学位申請書	
このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。	
（指導教員氏名） 印	

様式2

履歴書			
報告番号	注 <input type="radio"/> 修 第 号	氏名	生年 月日 (和暦) 年 月 日 男女
（ふりがな） 氏名 本籍 (都道府県名)			
現住所			
学歴			
研究歴			
職歴			
賞罰			
上記のとおり相違ありません。 (和暦) 年 月 日 署名			
備考 注は、徳島大学学位規則第5条に定める専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と記入する。その他の様式においても同様とする。			

様式3

論文目録			
報告番号	注 <input type="radio"/> 修 第 号	氏名	
学位論文題目			
論文の目次			

様式4

論文内容要旨			
報告番号	注 <input type="radio"/> 修第	号	氏名
学位論文題目			
内容要旨			

様式5

論文審査の結果の要旨			
報告番号	注 <input type="radio"/> 修第	号	氏名
審査委員	主査 副査 副査		
学位論文題目			
審査結果の要旨			

様式6

最終試験報告書			
報告番号	注 <input type="radio"/> 修第	号	氏名
実施年月日	(和暦) 年 月 日		
試験方法	口頭		
試験の結果の要旨			
決定 (該当を○で囲む。)		合	否
主査 氏名	印		
副査 氏名	印		
副査 氏名	印		

徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻修士論文審査委員に関する申合せ

令和2年1月20日
大学院地域創成科学研究科地域創成専攻・
臨床心理学専攻設置準備委員会承認

1. 審査委員（主査1人、副査2人以上）になることができる者は、研究指導教員の資格を有する者とする。ただし、特別な事情がある場合は、副査のうち1人を授業担当教員とすることができます。
2. 主査は研究指導を行った指導教員とする。
3. 主査は2人以上の副査を推薦するものとする。
4. 研究指導を行った指導教員のうち、2人までを主査又は副査にすることができる。
5. アドバイザー教員は、原則として審査委員（副査）になることはできない。

徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻修士論文審査委員に関する申合せ

令和2年1月20日
大学院地域創成科学研究科地域創成専攻・
臨床心理学専攻設置準備委員会承認

1. 審査委員（主査1人、副査2人以上）になることができる者は、研究指導教員の資格を有する者とする。ただし、特別な事情がある場合は、副査のうち1人を授業担当教員とすることができます。
2. 主査は研究指導を行った指導教員とする。
3. 主査は2人以上の副査を推薦するものとする。
4. 研究指導を行った指導教員のうち、2人までを主査又は副査にすることができる。
5. アドバイザー教員は、原則として審査委員（副査）になることはできない。

徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻 学位論文審査基準

令和2年1月20日
大学院地域創成科学研究科地域創成専攻・
臨床心理学専攻設置準備委員会承認

修士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、審査対象者が、専攻分野にかかる高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識、倫理観を有していると認められる場合に合格とする。

1 研究テーマ及び問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に学術的・社会的意義があると認められること。

2 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連づけつつ、問題設定にふさわしい研究方法を実践していること。

3 論文構成・論述の妥当性

論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

4 研究の独創性

研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に独創性が認められること。

5 学会又は社会等への貢献

研究成果について、当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められる、又は社会への貢献が期待されること。

徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻 学位論文審査基準

令和2年1月20日
大学院地域創成科学研究科地域創成専攻・
臨床心理学専攻設置準備委員会承認

修士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、審査対象者が、専攻分野にかかる高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識、倫理観を有していると認められる場合に合格とする。

1 研究テーマ及び問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に学術的・社会的意義があると認められること。

2 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連づけつつ、問題設定にふさわしい研究方法を実践していること。

3 論文構成・論述の妥当性

論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

4 研究の独創性

研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に独創性が認められること。

5 学会又は社会等への貢献

研究成果について、当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められる、又は社会への貢献が期待されること。

徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における公認心理師試験の受験資格を取得するため必要な授業科目の履修に関する細則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学大学院創成科学研究科規則第6条第7項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻（以下「臨床心理学専攻」という。）における公認心理師試験の受験資格を取得するため必要な授業科目の履修について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の修得)

第2条 臨床心理学専攻において公認心理師試験の受験資格を取得しようとする学生は、別表に定める授業科目をすべて修得しなければならない。

(実習科目)

第3条 実習科目は、45時間の授業をもって1単位とする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

授業科目及び単位数

授業科目	単位数
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
障害臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）	2
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
心の健康教育に関する理論と実践	2
心理実践実習I	1
臨床心理実習A（心理実践実習II）	1
心理実践実習III	2
心理実践実習IV	2
心理実践実習V	2
心理実践実習VI	2

徳島大学大学院創成科学研究科修士課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条第1項ただし書きの規定に基づく、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）修士課程における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定申請の時期)

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院創成科学研究科学位規則実施細則第2条第1項及び同条ただし書きに定める修士論文の提出時期の3か月前までとする。

(認定の基準)

第3条 期間短縮修了の認定は、地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻及び生物資源学専攻（以下「各専攻」という。）において、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に行うことができる。

- (1) 各専攻の修了に必要な単位数を取得できること。
- (2) 各専攻が定める要件を満たしていること。
- (3) 各専攻の学生が期間短縮修了を希望していること。

(認定の手続)

第4条 期間短縮修了を希望する者は、各専攻がそれぞれ別に定める方法により、各専攻で定める長に願い出るものとする。

2 前項の願出を受けた長は、申請者が前条に定める基準を満たしている場合、申請者の期間短縮修了を当該専攻長に推薦するものとする。

3 前項の推薦を受けた各専攻長は、その旨を研究科長に報告する。

(審査結果の決定)

第5条 各専攻長は、前条の推薦を受理したときは、学則第11条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者の認定審査を各専攻で定める委員会（以下「各専攻委員会」という。）に付託する。

2 各専攻委員会は、付託された前項の申請について審議し、認定の可否について各専攻長に報告する。

3 各専攻長は、前項の報告に基づき認定の可否を決定し、その旨を研究科長に報告する。

4 各専攻長は、前項の認定を可決された者に対し、修士論文審査の申請を許可する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、各専攻における期間短縮修了に関し必要な事項は、各専攻長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

徳島大学大学院創成科学研究科修士課程地域創成専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する申合せ

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科地域創成専攻長制定

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条第1項ただし書き及び徳島大学大学院創成科学研究科修士課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項（以下「要項」という。）第4条第1項及び第6条の規定に基づく、徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻（以下「本専攻」という。）における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定の手続)

第2条 期間短縮修了を希望する者は期間短縮修了希望願書（別紙様式1）を本専攻教務・入学試験委員会（以下「委員会」という。）委員長に提出するものとする。

2 委員長は、前項の提出を受けて、申請者が要項第3条に定める基準を満たしていることを確認した上で、期間短縮修了者推薦書（別紙様式2）を本専攻長に提出するものとする。

(審査結果の決定)

第3条 専攻長は前条の申請を受理したときは、要項第5条の規定に基づき、学則第11条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者の認定審査を委員会に付託する。

(疑義解釈)

第4条 この要項の実施に関し、疑義が生じた場合は、委員会において解釈する。

(要項の改廃)

第5条 この要項の改廃は、委員会及び専攻教授会の議を経なければならない。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施し、令和2年度入学者から適用する。

地域創成専攻において優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要件

業績が優れており、かつ、次の各号の一つに該当することが委員会で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 権威ある学術雑誌に主著者として投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。
- (2) 発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。
- (3) 権威あるコンクールに入選した作品があること。
- (4) 学会活動等で顕著な活動が認められていること。
- (5) その他、顕著な業績をあげていること。

様式1

(和暦) 年 月 日	
期間短縮修了希望願書（修士課程）	
地域創成専攻長 殿	
所 属	修士課程地域創成専攻
年次	
氏 名	印
私は、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きによる修了を希望します。	
なお、期間短縮修了の要件に該当する業績については、共著者が博士論文として使用しないことを確認しております。	

様式2

(和暦) 年 月 日	
期間短縮修了者推薦書（修士課程）	
地域創成専攻長 殿	
地域創成専攻教務・入学試験委員会委員長	
氏 名	印
指導教員	
氏 名	印
下記の者は、徳島大学大学院創成科学研究科修士課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第3条に規定する認定基準を満たしていると認め、同要項第4条及び徳島大学大学院創成科学研究科修士課程地域創成専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する申合せ第2条第2項の規定に基づき推薦します。	
記	
入学時期 (和暦) 年 月	所 属 修士課程地域創成専攻 年次
推薦理由	

徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (2) 研究科長の許可を得て、地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻及び生物資源学専攻（以下「各専攻」という。）が別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、在学期間が1年を超える者は、次条に定める申請をすることができない。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、各専攻が別に定める申請書を次の各号に定める日までに学長に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 新入生は、入学手続き日
- (2) 在学生は、2月末日（10月入学にあっては8月末日）

(審査手続)

第4条 研究科長は、長期履修を希望する者がある場合は、各専攻の長に審査を付託する。

2 各専攻の長は、各専攻で定める委員会において審査し、各専攻教授会の議を経て、研究科長に報告の上、学長に申請するものとする。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修を許可する期間は、大学院学則第5条に規定する在学年限を限度とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更を希望する場合は、各専攻で定める申請書により、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(教育課程の編成)

第6条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、研究科長が定めた履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各専攻の長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する細則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科地域創成専攻長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の4第2項の規定及び徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則（以下「規則」という。）第3条及び第7条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻（以下「専攻」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 長期履修を希望する者（以下「希望者」という。）は、所定の申請書を規則第3条に定める日までに提出しなければならない。ただし、在学生のうち、1年次後期からの長期履修を希望する者にあっては、8月末日までに提出するものとする。

(審査手続)

第3条 希望者の指導教員及び専攻教務・入学試験委員会委員（指導教員以外の者）は、申請書類及び面談により予備審査を行い、その結果を専攻教務・入学試験委員会に報告する。

2 専攻教務・入学試験委員会は、前項の報告に基づき判定し、その結果を専攻長に報告する。

(長期履修期間の変更)

第4条 長期履修学生が規則第5条第2項に規定する期間の変更を希望する場合は、専攻教務・入学試験委員会において、原則として変更する6か月前までに申請書類及び面談による審査を行うものとし、審査については、第3条の規定を準用する。

2 期間の変更是短縮のみとし、延長については認めないものとする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、専攻教授会の議を経て専攻長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する細則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科臨床心理学専攻長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の4第2項の規定及び徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則（以下「規則」という。）第3条及び第7条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻（以下「専攻」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 長期履修を希望する者（以下「希望者」という。）は、所定の申請書を規則第3条に定める日までに提出しなければならない。ただし、在学生のうち、1年次後期からの長期履修を希望する者にあっては、8月末日までに提出するものとする。

(審査手続)

第3条 希望者の指導教員及び専攻教務・入学試験委員会委員（指導教員以外の者）は、申請書類及び面談により予備審査を行い、その結果を専攻教務・入学試験委員会に報告する。

2 専攻教務・入学試験委員会は、前項の報告に基づき判定し、その結果を専攻長に報告する。

(長期履修期間の変更)

第4条 長期履修学生が規則第5条第2項に規定する期間の変更を希望する場合は、専攻教務・入学試験委員会において、原則として変更する6か月前までに申請書類及び面談による審査を行うものとし、審査については、第3条の規定を準用する。

2 期間の変更は短縮のみとし、延長については認めないものとする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、専攻教授会の議を経て専攻長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

気象警報が発令された場合の休講措置

台風等により、気象警報が徳島市に発令された場合の授業の休講措置は、次のとおりとする。

- (1) 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。以下同じ。）が発令中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発令中の場合は、午後の授業を休講とする。
- (2) 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発令中の場合は、すべて授業を休講とする。
- (3) 授業開始後に警報が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- (4) (1)から(3)に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、総合科学部長が措置を決定する。
- (5) (1)から(4)の措置により休講となつた授業は後日に補講する。
- (6) 上記のほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、総合科学部長が別に定める。

講義室・実験室および教員研究室配置図

[1 階]

综合科学部 1 号馆

国際教養コース

(ヘルベルト) (座喜) (内山) (シートゲス) (吉田文) (熊坂)

1N01 渭水会	1N02 多目的室	1N03 学部図書室 書架	1N04 閲覧室 コース七 国際教養室	1N05 国際教養室 国際教養室	1N06 研究室 国際教養室	1N07 研究室 国際教養室	1N08 研究室 国際教育室	1N09 研究室 国際教養室	1N10 研究室 国際教養室	1N11 研究室 国際教養室
-------------	--------------	---------------------	------------------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------



显示窗

(山田) (樋口友)

(井戸) (服部恒) (山口裕)

1W01
学生交流プラザ

1W02

生物資源産業学部・理工学部・教養教育院

ベース	1M12 センターエ 機器室	1M13 研究室	1M14 院生研究室	1M15 研究室	1M16 産業資源部	1M17 研究室	1M18 研究室	1M19 院教養教育室	1M20 研究室	1M21	1M22	1M23	1M24
W C	生物学資源部	生物科学部	生物科学部	生物科学部	生物科学部	生物科学部	生物科学部	生物科学部	生物科学部				

1W04 (佐々木) (赤松) (真壁) (渡部) (山城)
学務係

資料室
1W05

書庫
1W06

学務係 地域創生ヨース

		（塚本）												
		W C	1S01 課 長 室	1S02 学 部 長 室	1S03 研 課 博 究 程 士 室 学 後 2 生 期	1S04 G I S 共同利用室		1S05 ゼ ミ 室 1 ス 生	1S06 ゼ ミ 室 1 ス 生	1S07 ス 作 ペ 1 ス 業	W C	1S10 地 域 創 生 研 究 室	1S11 事 務 、 調 査 資 料 室	1S12 地 域 創 生 コ ース ゼ ミ 室
														1S13 地域創生コース 学生スペース2

			学生 席主前室		学生スペース1					学生スペース2		
1S14 印刷 室 1	IS15 更衣室 (男)	IS16 更衣室 (女)	1S17 総務係		1S18 公共政策コース 共同研究室	1S19 地域創生 研究室	1S20 考古資料 保管室	1S21 地域創生 研究室	1S22 地域創生 研究室	1S23 地域創生 研究室	1S24 地域 政策 研究 室	IS25 地域 創生 研究 室
					(山口博)	(高橋)	(渡邊)	(矢部)			(豊田)	(平井)

[2 階]

国際教養コース

(衣川) (スイカワ) (新田)

(荒武) (田島) (大村) (山内) (カイザー) (田久保)

(吉岡) (中島)

2N01 Culture Lounge	2N02 研地 域究 創 室生	2N03 研国 際究 教 室養	2N04 研国 際究 教 室養	2N05 研教 養究 教 育院	2N06 公認 心成 支援 理師	2N07 研国 際究 教 室養	2N08 研国 際究 教 室養	2N09 研教 養究 教 育院	2N10 研国 際究 教 室養	2N11 研教 養究 教 育院	2N12 研国 際究 教 室養	2N13 English R o o m	2N14 研国 際究 教 室養	2N15 研国 際究 教 室養
------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------

WC (男女)	2N16 研地 域究 創 室生	2N17 研国 際究 教 室養	2N18 研国 際究 教 室養	2N19 研国 際究 教 室養	2N20 研教 養究 教 育院	2N21 研国 際究 教 室養	2N22 研国 際究 教 室養	2N23 研国 際究 教 室養	2N24 研国 際究 教 室養	2N25 情報 コ国 際教 室実習 ス養	2N26 資料 国際 教 室ス養	2N27 国際教養 コース 学生研究室
------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------------	---------------------------	---------------------------

2W01 (桑原恵) (堤) (河田) (村上敬) (羅) (依岡) (佐久間) (今井晋) (田中佳)

第2会議室

2W02 第3会議室

心身健康コース

(坂田) (中川)

2W03 印刷室2	2M01 研心 究身 健康 室	2M02 研心 究身 健康 室	2M03 第2 ザ康 分析社 会	2M04 健康社会 デザイン 第1分析室	2M05 運動生理学 第2実験室	2M06 スポーツ 健康増進 ラボラトリ	2M07 心理健康 コース ゼミ	W C	2M08 運動生理学 第1実験室
-----------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------	----------------------------	------------------------	-----	---------------------

ご置場 W C	2M09 準備 心身 健康 室	2M10 研心 究身 健康 室	2M11 研心 究身 健康 室	2M12 スポーツ科学 学生・院生 研究室	2M13 資料 心身 健康 室	2M14 研心 究身 健康 室	2M15 研心 究身 健康 室	2M16 研心 究身 健康 室	2M17 支援 心身 健康 室	2M18 前室 スポーツ 科学 実験室	準備室
------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------------	-----

2W04 数理科学
コース
演習室 (佐藤裕) (佐藤充) (中塚) (佐竹) (山口鉄) (三浦)

2W05 数理科学
コース
情報実習室

理工学部

(小野) (中山慎) (宇野) (大沼)

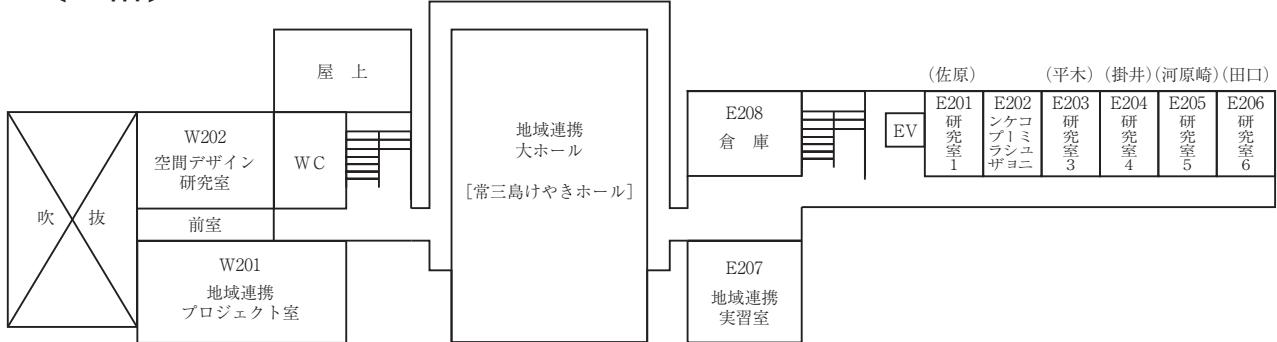
EV	2S01 サ ル バ 室	2S02 ゼ コ 数 理 科 室 1 ス 学	2S03 数 理 科 学 コ ー ス 学 生 实 验 室	2S04 院 コ 数 理 研 究 室 2 学	2S05 研 数 理 研 究 科 室 3 学	2S06 ゼ コ 数 理 科 室 3 学	2S07 研 数 理 研 究 科 室 学	2S08 研 数 理 研 究 科 室 学	2S09 研 数 理 研 究 科 室 学	2S10 研 数 理 研 究 科 室 学	W C	2S11 数理科学 コース 図書閲覧室	
	2S13	2S14	2S15 ゼ コ 数 理 科 室 2 ス 学	2S16 数 理 科 学 コ ー ス 学 生 研 究 室	2S17 ゼ コ 数 理 科 室 4 ス 学	2S18 研 数 理 研 究 科 室 学	2S19 研 数 理 研 究 科 室 学	2S20 研 数 理 研 究 科 室 学	2S21 研 数 理 研 究 科 室 学	2S22 研 数 理 研 究 科 室 学	2S23 研 数 理 研 究 科 室 学	2S24 数 理 科 学 コ ー ス セ ミ ナ ー 室	2S12 数理科学 コース 資料室

(村上公) (白根) (守安) (大渕) (片山) (蓮沼)

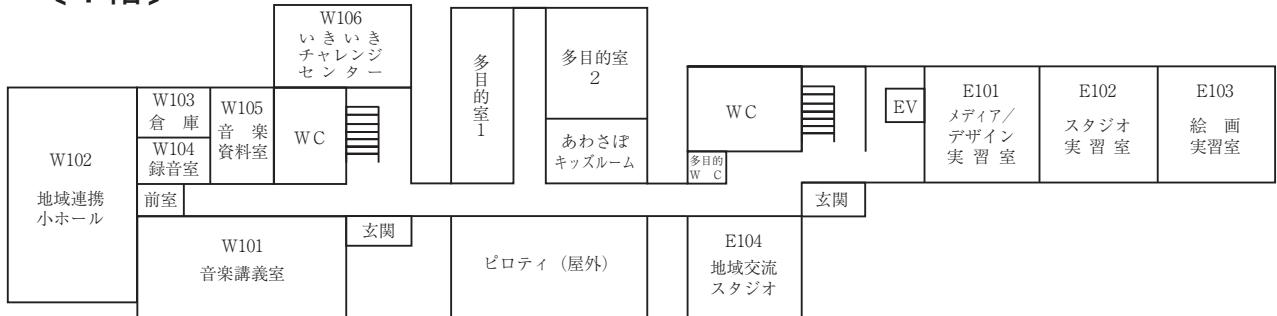
〔3階〕

2号館

[2階]

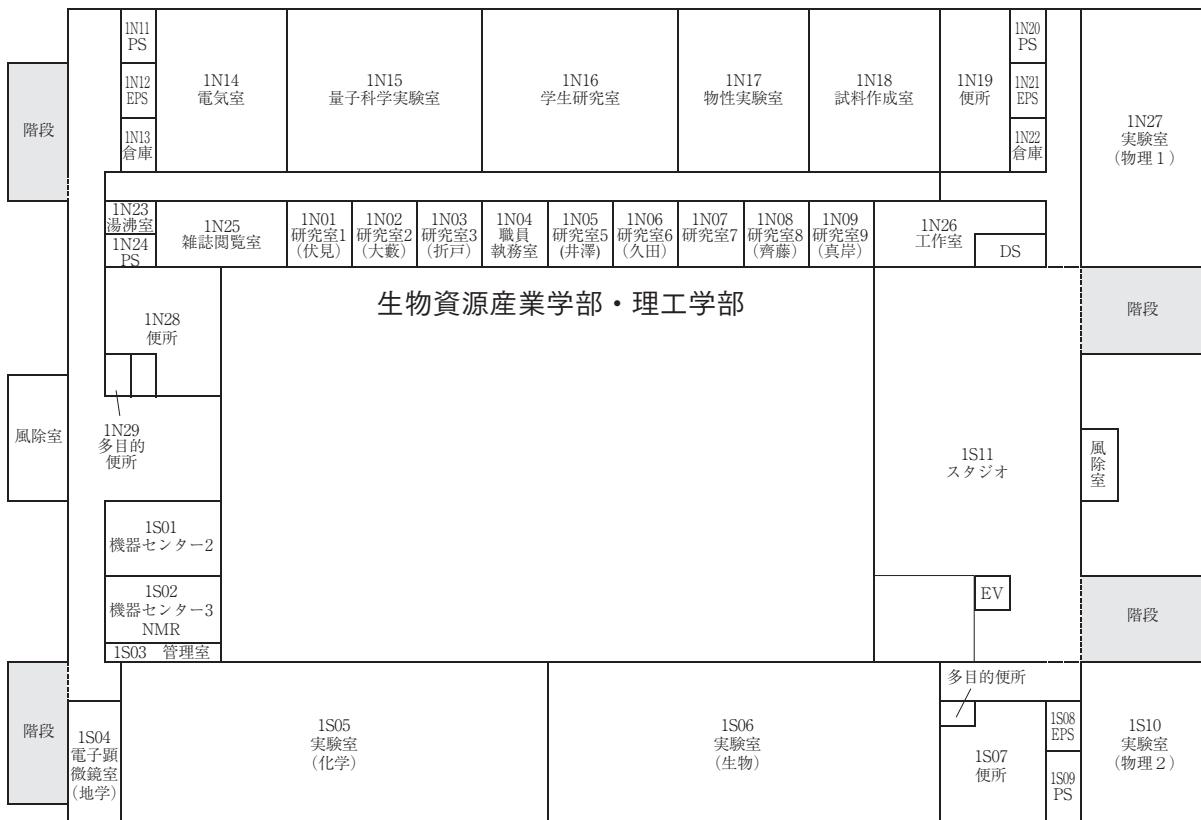


[1階]

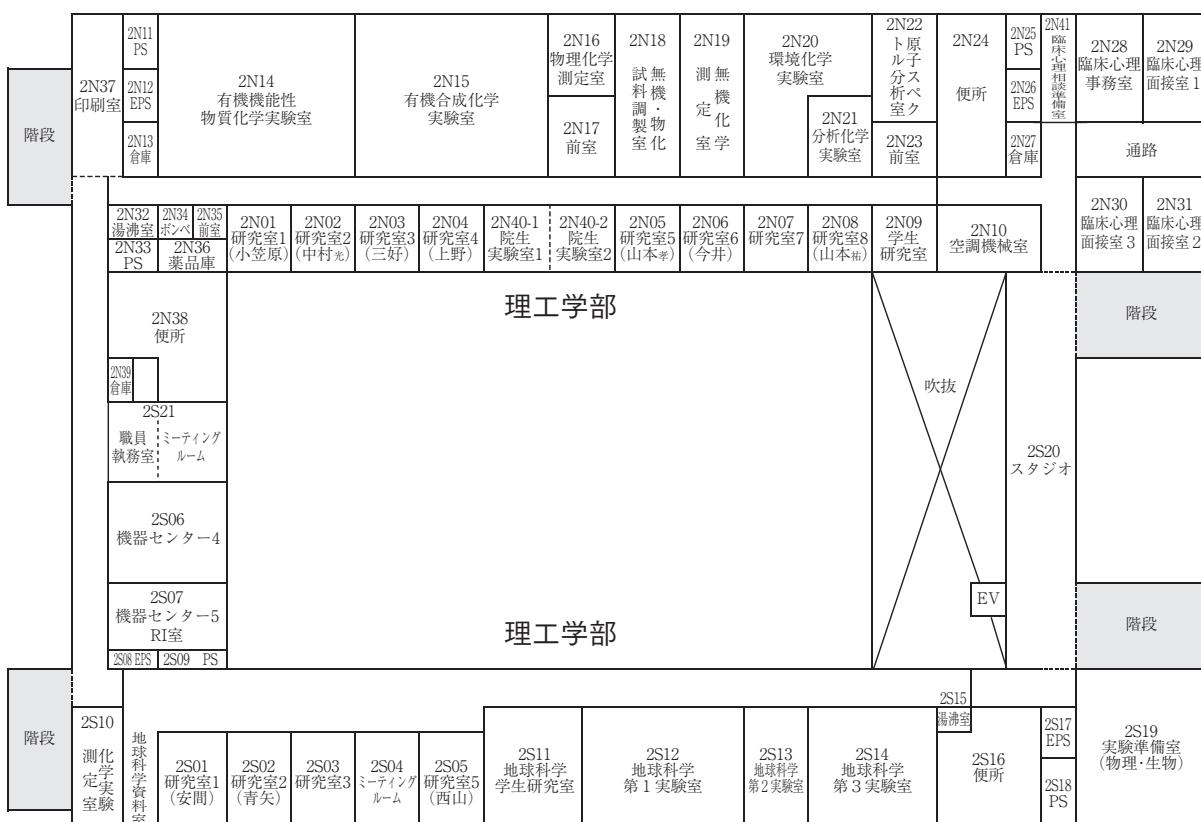


3号館

[1階]

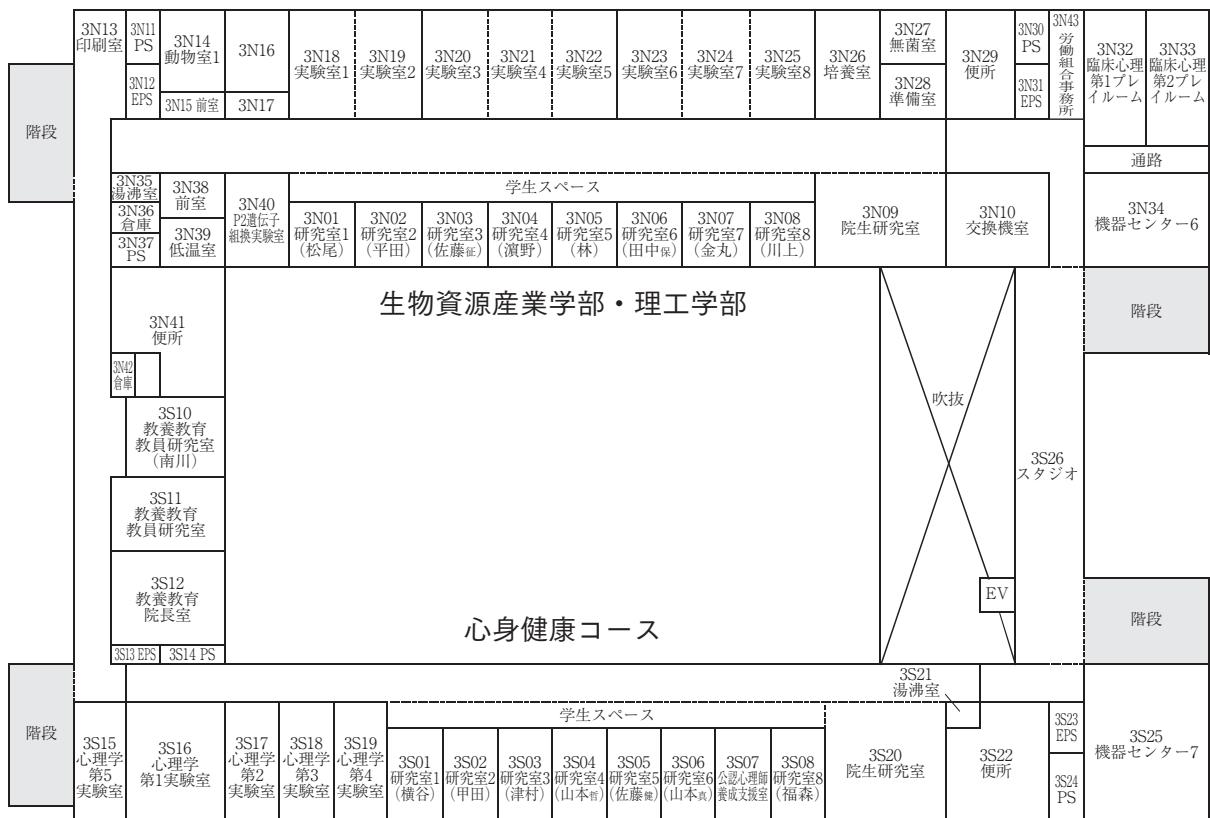


[2階]



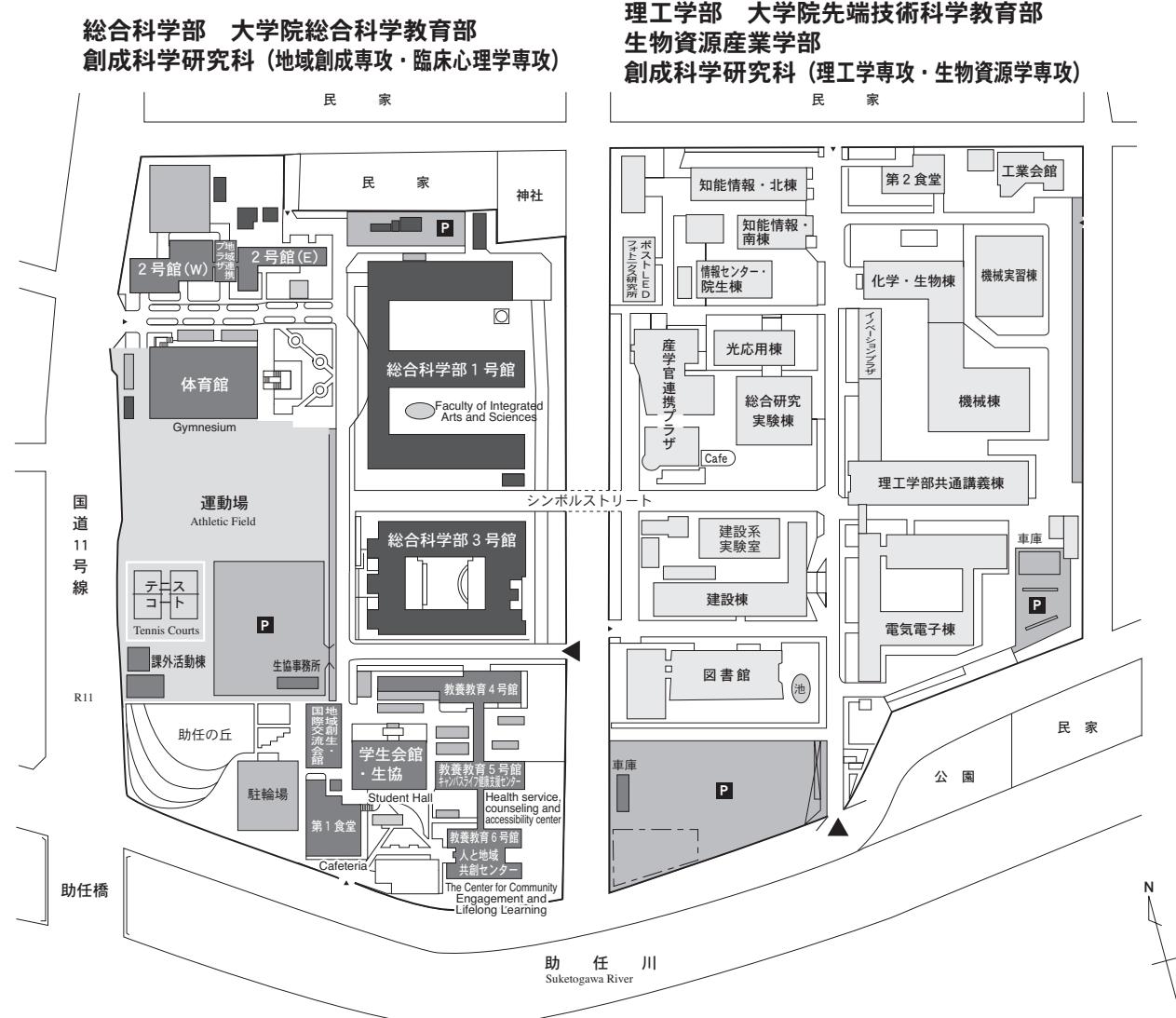
3号館

[3階]



キャンパスマップ

● 常三島キャンパス



令和3(2021)年度 創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻学年曆

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土										
		1	2	3					1					1	2	3	4	5						
	4	5	6	7	8	9 (1)		2	3	4	5	6 (4)	7 (4)	8		1	2 (7)	3 (8)	4 (8)	5				
4	11	12	13	14	15	16 (1)	17	5	9	10	11	12 (4)	13	14	15		6	7 (8)	8 (8)	9 (8)	10 (9)			
月	18	19	20	21	22	23 (2)	24	月	16	17	18	19 (5)	20	21	22		6	13	14 (9)	15 (9)	16 (10)	17 (10)		
	25	26	27	28	29 木(3)	30		23	24	25	26	27 (6)	28 (7)	29	30	月	20	21 (10)	22 (10)	23 (10)	24 (11)	25 (11)		
								30	31 (7)							27	28 (11)	29 (11)	30 (11)					
		1	2	3				1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4					
	4	5	6	7	8	9 (13)	10	8	9	10	11	12	13	14		5	6 木(7)	8	9	10	11			
7	11	12	13	14	15	16 (14)	17	15	16	17	18	19	20	21		9	12	13	14	15	16	18		
月	18	19	20	21	22	23 (14)	24	月	22	23	24	25	26	27	28		19	20 木(23)	21	22	23	24	25	
	25	26	27	28	29	30 (15)	31	29	30	31						26	27	28	29	30				
		1	2					1	2 (5)	3 (5)	4 (5)	5 (6)	6 (6)	7		1	2 (8)	3 (9)	4 (10)					
	3	4	5	6	7	8 (2)	9	7	8 (6)	9 (6)	10 (5)	11 (6)	12 (7)	13		5	6 (10)	7 (9)	8 (9)	9 (10)	10 (11)			
10	10	11	12	13	14	15 (3)	16	11	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18		
月	17	18	19	20	21	22 (4)	23	月	21	22	23 (8)	24 (7)	25 (8)	26 (9)	27		19	20 (12)	21 (11)	22 (11)	23 (12)	24 (13)	25	
	24	25	26	27	28	29 (4)	30 (5)	28	29 (9)	30 (8)						26	27	28	29	30	31			
		31																						
		1						1	2 (15)	3 (15)	4 (16)	5 (16)		6		1	2 (8)	3 (9)	4 (10)					
	2	3	4	5	6	7	8	6	7 (16)	8 (16)	9 (16)	10 (16)	11 (16)	12		2	3 (15)	4 (15)	5 (16)	6 (16)	7 (16)	8 (16)		
1	9	10	11	12	13	14 (13)	15	1	13	14 (14)	15	16	17	18	19	2	13	14 (14)	15	16	17	18	19	
月	16	17	18	19	20	21 (14)	22	月	20	21	22	23 (14)	24	25 (25)	26		3	13	14	15	16	17	18	19
	23	24	25	26	27 (14)	28 (14)	29 (15)	27	28 (15)	29 (15)						20	21 (23)	22	23	24 (25)	25	26		
	30	31 (15)						27								27	28	29	30	31				

凡 例

- ……春季、夏季、冬季、学年末休業等
- ……総括授業・定期試験期間
- ……授業振替日
- /// ……追・再試期間
- ◆ ……補講期間
- ……大学入学共通テスト、一般選抜
特別選抜、私費外国人留学生入学選抜

- ……4月6日(火) 入学式
3月23日(水) 修了式
- ……4月2日(金) 新入生オリエンテーション
11月2日(火) 開学記念日
- ◆ ……10月30日(土)～10月31日(日) 大学祭

※ () の数字は授業回数を示す

大学への問い合わせ及び緊急連絡先

○徳島大学総合科学部事務課学務係

T E L 088-656-7108

F A X 088-656-9314

